

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	39 件
国民年金関係	25 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	98 件
国民年金関係	59 件
厚生年金関係	39 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月から同年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月から同年 5 月まで

私が昭和 55 年 8 月に父が国民年金の加入手続をしてくれ、以降、保険料を自分で納付してきた。26 歳ごろに A 市から B 市に転居し、すぐに国民年金の住所変更手続きを行った。転居直後は仕事が見つからなかったため、申立期間の保険料を支払うことができなかったが、しばらくして仕事に就き保険料の納付を再開した。納付場所は C 地区にあった金融機関の窓口で、3 か月連続して 2 か月分ずつ納付し未納分の保険料を完納した。当時の保険料額は月額 6,000 円ぐらいか 8,000 円ぐらいであったと思う。

しかし、申立期間の国民年金保険料が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 8 月から平成 20 年 12 月までの国民年金保険料を申立期間及び厚生年金保険加入期間（38 か月）を除き完納しており、厚生年金保険と国民年金との切替手続きも的確に行われていることから、国民年金保険料の納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人は A 市から B 市に転入した際にすぐに仕事が見つからなかったため申立期間の保険料が未納となっていたが、日雇いの仕事に就いた後に金融機関窓口で 3 か月連続して 2 か月分ずつ保険料を納付したと申し立てており、その保険料納付をめぐる申立内容は具体的であり、当時の収納制度とも符合している。

さらに、申立ての保険料額も実際の保険料とおおむね符合しており、申立内容に不自然な点は認められない。

以上のことから、国民年金保険料の納付意識が高い申立人が、申立期間の 3

か月間の保険料を未納のまま放置しておいたとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年8月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年8月から40年3月まで
② 昭和51年6月から56年10月まで
③ 昭和58年4月から59年5月まで

私は、昭和38年6月に会社を辞めてA業をしていたが、市役所から自宅に訪ねて来た女性の人から国民年金に入るように勧められたので、加入手続を依頼するとともに保険料を納付した。その時に領収書のようなものをもらった。その後、国民年金手帳は市役所から郵送されて来たか集金人から受け取り、3か月ごとに来ていた女性の集金人に3か月分300円を納付し、手帳に印を押してもらっていた。しかし、申立期間①の保険料が未納とされており、納得できない。

昭和49年に入院したので会社を退職した。その後、市役所から送られてきた納付書により、市役所内の金融機関で保険料を納付していた。当時の保険料は月額3,000円ぐらいであったと記憶しているが、申立期間②及び③が法定免除期間とされており、納得できない。

退院後、医療費の支払いが大変であったので市役所に医療扶助の申請に行ったことはあるが、当時はA店を営み、それなりの収入があったので生活扶助は受けておらず、法定免除の届出をした覚えも無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和38年6月に会社を辞めた後、市役所から来た人から国民年金の加入勧奨を受け、国民年金の加入手続をその人に依頼したと申し立てているところ、国民年金手帳記号番号払出簿により申立人の手帳記号番号は38年9月9日に払い出されていることが確認できる。

また、申立人が加入手続をした当時は国民年金制度発足後間もない時期であり、B市では国民年金適用対象者に対し加入勧奨を積極的に行っており、集金人も加入勧奨を行うことがあったとしている。

さらに、申立人は当該集金人の名前をはっきり覚えているほか、国民年金の加入手続から手帳の交付、保険料の納付に至る一連の手続に関する申立内容は当時の状況と符合しており、不自然な点はみられない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、申立期間②、③については、社会保険庁の記録では生活保護による法定免除期間とされているが、申立人は入院し、退院後医療費の支払いに窮し市役所に医療扶助の申請に行ったことはあるが、生活保護を受けたことは無いと申し立てている。

しかしながら、申立人は当時の保険料は月額3,000円ぐらいであったと申し立てているが、申立期間の始期である昭和51年6月の保険料は1,100円で、毎年度改定し59年5月には6,220円であるなど、申立人の申立期間②、③の保険料納付を巡る記憶は曖昧であり、このほか申立期間の保険料納付をめぐる事情等を汲み取ろうとしても保険料の納付をうかがわせる周辺事情等は見い出せなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間②、③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年3月まで

私が満20歳の時、実家の母親が私の国民年金の加入手続きを行い、保険料を支払ってくれていた。26歳で結婚し、A業を営むことになったことを契機に自分で保険料を支払うことにし、その時に妻の国民年金の加入手続きを行った。保険料は毎月遅れずに妻の保険料と併せて夫婦二人分を集金人に支払った。申立期間の保険料は月額450円ぐらいであったと思う。

申立期間の保険料について、妻の分だけが納付済みとされ、私の分が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から平成13年3月までの国民年金保険料について申立期間を除き完納しており、申立人の妻も20歳から60歳までの国民年金保険料を完納しており、夫婦共に国民年金保険料の納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人は保険料を毎月、妻の保険料と併せて夫婦二人分を集金人に支払ったと申し立てしているところ、夫婦の特殊台帳により申立期間前後の保険料は現年度納付されていることが確認でき、申立人の妻の申立期間に係る保険料は納付済みとなっている。

さらに、申立人は申立期間の保険料を月額450円ぐらいであったと申し立てしているところ、申立期間のうち、昭和47年4月から同年6月までの保険料は450円であり、同年7月から48年3月までの保険料は550円であることから申立内容とおおむね符合する。

加えて、申立期間において住所変更等の生活状況に大きな変化は無く、保険料の納付意識の高い申立人が申立期間の保険料について、妻の分だけを納付し、自分の分は納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から42年3月までの期間及び45年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から42年3月まで
② 昭和45年1月から同年3月まで

私は、勤めていた会社を退社後1年程経過した昭和41年ごろ、国民年金の加入手続をした。国民年金に加入したきっかけは、50歳ぐらいの女性集金人の勧誘によるもので、保険料については申立期間①、②ともにこの女性集金人に支払っていた。加入当初の保険料は、月額100円であったと記憶している。

申立期間①及び②について、納付記録が無く未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年4月から満60歳に到達する平成15年2月までの期間については申立期間の15か月間を除きすべて保険料を納付していること、15年3月から65歳に到達するまでの期間については任意で国民年金に加入し保険料を納付していること、保険料の納付日が確認できる昭和47年度から49年度までの期間についてはすべて期限内に保険料を納付していることから納付意識が高かったものと考えられる。

まず、申立期間①についてみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年6月1日に払い出されていることが確認でき、これは申立人の陳述する国民年金加入時期とも符合する。

また、この手帳記号番号は、加入勧奨により払い出されていることが確認でき、申立期間の保険料を納付することは可能である上、A市では加入勧奨後に納付勧奨も行っていたとみられることや申立人の納付意識の高さを鑑みれ

ば、加入手続を行った後に1年間保険料を納付しないのは不自然とも考えられる。

さらに、申立人は納付当初の保険料額は月額100円であったと陳述しているところ、申立期間の始期に当たる昭和41年4月の保険料額は月額100円であり、また、保険料の納付方法も鮮明に記憶しているなど申立人の保険料の納付に関する陳述は具体的であり不自然な点はみられない。

次に、申立期間②についてみると、申立期間の前後の期間について保険料は納付済みであり、この期間について生活上の変化は認められず、3か月間のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月から46年3月まで

昭和41年8月末に退職し、A組合の脱退一時金(約50万円程度)を父親の事業に使用し一緒に仕事をしていた。A組合を脱退したので、将来のことを考えすぐに自分自身で国民年金の加入手続をした。46年ごろ手帳が変わるといので加入当時の手帳は集金人が回収した。回収時の覚書として、これまで納付した保険料額を新しい手帳に記入した。祖母が私と母と妹の国民年金保険料を集金人にずっと支払ってきたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所有する昭和45年の確定申告書控えをみると、事業専従者として申立人及びその妹の名前が記載されている上、社会保険料控除欄に記載されている国民年金保険料額と当時の保険料額もおおむね符合することから、45年1月から同年12月までの期間の保険料は納付していたものと認められる。また、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、付加保険料を納付している期間や前納している期間があるなど申立人の納付意識の高さを鑑みると46年1月から3月までの期間についても納付していたものとするのが相当である。

次に、申立人の国民年金手帳は、昭和46年12月18日に発行されていることが確認でき、この場合、申立期間のうち、41年9月から44年9月までの期間については制度上納付することはできず、44年10月から46年3月までの期間については集金人に納付することはできない上、41年8月から47年1月までの縦覧検索及び氏名の別読み検索を実施したが、ほかの国民年金手帳記号

番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらなかった。

また、申立人は、申立人の母及び妹と一緒に保険料を納付していたと陳述しているところ、申立人の母及び妹の手帳記号番号は、昭和44年4月16日に連番で払い出されていることが確認でき、申立人の母及び妹は44年4月から現年度納付することは可能であるものの、申立人の所持する年金手帳ではこの時期から現年度納付することはできない。

さらに、申立期間について納付の記録が確認できる申立人の母は、年金の受給資格を得るために特例納付を含む過年度納付により、昭和40年4月までさかのぼって納付したものとみられ、申立人の妹は41年9月から44年3月までの期間については未納となっている。

加えて、申立人に係る社会保険庁の納付記録上の始期に当たる昭和46年度の納付状況を見ると、申立人の妹は昭和46年4月から同年12月までの期間については期限内納付しており、一方、申立人は当該期間について47年1月30日にまとめて納付していることが確認できる上、同年1月から同年3月までの期間について、申立人及びその妹は同年3月4日に納付していることから、申立人及びその妹と一緒に納付することとなったのは同年3月からであるとみるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間のうち、昭和41年9月から44年12月までの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から46年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から42年3月まで
② 昭和46年1月から同年3月まで

平成15年に将来の年金受給額を調べてもらったとき、未納があると言われた。

申立期間①については、1年分の保険料を前妻にまとめて渡していたので、前妻が毎年まとめて支払っていたと思う。

申立期間②については自分が金融機関で保険料を支払っていたと思う。

申立期間中の領収書や年金手帳は前妻が離婚後持って行き、納付したことを証明できるものは手元に無い。

昭和36年4月から、保険料を支払っていたのに未納期間があり納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

まず、申立期間②についてみると、申立人の国民年金手帳は、申立期間に当たる昭和46年3月16日に再発行されていることが確認できることから、再発行の手続だけを行い保険料を納付しないのは不自然と考えられる。

また、昭和47年度については昭和48年3月6日に現年度納付しており、一方、昭和46年度については昭和48年3月7日に社会保険庁の発行する納付書で過年度納付していることが確認できることから、この時点で過年度納付が可能な直前の連続する3か月分の保険料を納付しないのは不自然である。

さらに、申立期間の前後は納付済みであり、また、申立期間の前後を通じて申立人に生活の変化は認められない上、申立期間は3か月と短期間である。

次に、申立期間①についてみると、申立人の年金手帳は、昭和41年6月1

日に発行されていることが確認でき、この場合、申立期間のうちの36年4月から39年3月までの期間は、制度上保険料を納付することはできない。

また、申立人は、前妻が保険料を納付していたと陳述しており、申立人自身は関与していないため、具体的な納付方法、納付場所、納付金額等が不明である。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳の昭和41年度の印紙検認記録欄には検認印が押印されていない上、前妻の納付記録も未納である。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性について、同払出簿の縦覧検索及び氏名の別読み検索を行ったが、別の手帳記号番号の存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②の昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年7月から44年3月までの国民年金保険料については免除されていたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から42年3月まで
② 昭和43年7月から44年3月まで
③ 昭和45年4月から45年8月まで

昭和36年、国民年金保険料の集金人が「まだ若いのだから年金を払わなくてもいいよ」と言って免除の手続きをしてくれた。申立期間①は免除期間になっているはずである。免除手続きがきちんとされていなかったとしても「払わなくてもいい」と言ったのは集金人なのだから、免除として認めてもらってしかるべきである。

また、夫が結婚前に経営していたA業を2軒売却しており、年金保険料を支払えないような生活状況ではなかった。申立期間②、③も免除になっていないのならば保険料を支払っているはずである。免除申請も含め、市役所で国民年金に関する手続きをした記憶は無いが、集金人を通じて何らかの手続きをしたことはあったかもしれない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から42年3月までの期間、申立人の夫が申請免除となっている43年4月から45年3月までの期間及び同年4月から厚生年金保険に加入した同年9月の直前の同年8月までの期間は申請免除されていると申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和42年5月31日に申立人の夫と連番で払い出されていることが確認でき、申立人及び申立人の夫の年金納付記録をみると、同年4月から43年3月までは二人共に納付済みとなっていることが分かる。

しかし、昭和43年4月から45年3月までの二人の納付記録をみると、夫が同期間申請免除となっているのに対し、申立人は43年4月から6月まで納付済み、同年7月から44年3月までは未納、同年4月から45年3月まで申請免除となっており、記録に大きな差異がみられる。

B市は、年度途中からの免除申請も認めており、また、当時は市役所に来なくても集金人を通じて免除申請を行うことは可能であったと説明しており、集金人を通じて申請免除の手続を行ったとする申立人の陳述と符合する。

また、申立期間②は9か月と短期間であり、申立人は何らかの事情により夫より遅れて免除申請を行ったと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①は、国民年金未加入期間となることから、制度上申請免除されることはあり得ない。

また、申立期間③当時、夫婦はB市C地区に居住していたと陳述しているが、B市の被保険者台帳をみると、夫婦が前住所地であるB市D地区からの住所変更手続を行ったのは昭和48年11月であることが確認でき、申立期間③当時、B市は夫婦が前住所地に居住していると認識していることから、新住所地を集金人が訪問したと考えることは不自然である。

このほか、申立人が申立期間①及び申立期間③にかかる免除申請を行ったことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年7月から44年3月までの期間の国民年金保険料は免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から49年3月まで

私は昭和48年、同じ社宅に住んでいた夫の上司の奥さんに「国民年金に入っていた方が良い」と勧められ、12月8日に国民年金に任意加入した。ほかの奥さんたちも各自で加入手続をしていた。年金の受給資格を得るためには、保険料を納付しなければならないと考えていた。57歳で厚生年金保険を受給し始めたが、年金裁定の時、65歳になったら再度社会保険事務所に行くように指示されていたのにもかかわらず、行かなかったことが気になっていた。ニュースで年金問題が取り上げられるようになったとき、A社会保険事務所に行って記録を確認してもらった。すると、申立期間(48年12月から49年3月まで)と52年3月の計5か月が未納とされていることを聞いて驚いた。52年3月分は領収書があったので記録訂正されたが、申立期間も最初の任意加入手続をした直後の期間であり、納付しているはずなので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和48年12月にB市役所で国民年金任意加入の手続を行い、同年12月から49年3月までの保険料を手書きの薄い紙の納付書で納付していたと申し立てている。

そこで、社会保険庁の年金記録をみると、申立人は、昭和48年12月8日に国民年金に任意加入していることが確認でき、加入月から4か月間未納の記録とされており、不自然といわざるを得ない。

また、申立人は昭和49年10月から同年12月までの3か月分の保険料を、同年12月に納付していたが、同年10月に厚生年金保険適用事業所に就職して

いたことから、後日、厚生年金保険と重複していることに気付き、50年にB市から重複した保険料2,700円の還付を受けていることが、申立人の所持している領収証書により確認できる。

このことはB市が還付時点において、昭和49年9月以前の申立人の国民年金加入期間内に還付金を充当すべき未納期間が存在しないと認識していたと考えることが自然であり、さらに、申立人が2度目の任意加入の手続を行った昭和52年3月も当初保険料が未納と記録されていたところ、申立人が所持していた領収書及びB市の保険料収滞納一覧表納付記録により、平成19年11月8日付けで納付済みに訂正された事実もあることから、後に何らかの事務的過誤により、申立期間の納付記録が失われたものとみるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 9 月から 40 年 1 月までの期間、40 年 10 月から 42 年 7 月までの期間、43 年 4 月から同年 11 月までの期間、44 年 2 月から同年 4 月までの期間、44 年 8 月から同年 12 月までの期間及び 46 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月から 46 年 3 月まで

私は、昭和 46 年 5 月に結婚した時、妻が市役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。その時、市役所の職員に今なら 20 歳までさかのぼって国民年金保険料を支払えると聞いたので、社会保険事務所から送られて来た納付書で妻が夫婦それぞれの未納保険料を併せて納付した。

それにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、特例納付後の期間については、国民年金保険料を完納し、昭和 54 年 9 月以降は付加保険料もすべて納付していることから、納付意識が高いものと認められる。

また、申立人が 20 歳までさかのぼって保険料を納付したとしている昭和 46 年 5 月は、第 1 回の特例納付実施期間中である。

さらに、夫婦二人分の特例納付保険料を納付したとする申立人の妻は、特例納付を行った際の手続について、「母子手帳の交付手続に市役所に出向いた際、職員から国民年金への加入を勧められ、夫婦それぞれ加入手続を同時に行った。特例納付の手続は、当日は夫の厚生年金保険の被保険者期間が分からなかったため、夫に確認したものの当該期間は不明であったが、改めて、市役所に出向き行った。後日、社会保険事務所から納付書が送られてきたので、以前勤めていた金融機関で納付した。」などと具体的に陳述している。

加えて、申立人は、平成13年に金融機関の年金相談の際に特例納付した期間が未納とされていることが分かり、社会保険事務所、市役所などの関係機関に問い合わせたが、領収書が無いからと取り合ってもらえなかったのであきらめたとするなど、その陳述内容は全体として不自然な点が見当たらない上、申立人の兄嫁は、特例納付を行ったはずなのにその記録が消えていたという話を17年ごろに申立人夫婦から聞いたことがあったと陳述していることなどを踏まえると、申立人は申立期間の国民年金保険料相当額を納付していたものと認められる。しかしながら、申立人は、昭和40年2月から同年9月までの期間、42年8月から43年3月までの期間、44年5月から同年7月までの期間、45年1月から同年12月までの期間は厚生年金保険の被保険者であり、当該期間については国民年金の被保険者となり得る期間ではないことが明らかであること、また、43年12月から44年1月までの期間については、国民年金保険料を納付済みの期間であることから、収納記録の訂正を行うことはできない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人の納付記録については、申立期間のうち、昭和36年9月から40年1月までの期間、40年10月から42年7月までの期間、43年4月から同年11月までの期間、44年2月から同年4月までの期間、44年8月から同年12月までの期間及び46年1月から同年3月までの期間について国民年金保険料の納付があったものとして納付記録を訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から46年3月まで

私は、昭和46年5月に結婚した時、市役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。その時、市役所の職員に今ならこれまで未納であった期間までさかのぼって国民年金保険料を支払えると聞いたので、社会保険事務所から送られて来た納付書で夫婦それぞれの未納保険料を併せて納付した。

それにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び厚生年金保険加入期間を除き、昭和46年4月以降の国民年金保険料を完納し、54年9月以降は付加保険料もすべて納付しており、納付意識が高いものと認められる。

また、申立人が過去の未納期間の保険料をさかのぼって納付したとしている昭和46年5月は、第1回の特例納付実施期間中である。

さらに、申立人は、特例納付を行った際の手続について、「母子手帳の交付手続に市役所に出向いた際、職員から国民年金への加入を勧められ、夫婦それぞれの加入手続を同時に行った。特例納付の手続は、当日は夫の厚生年金保険の被保険者期間が分からなかったため、夫に確認したものの当該期間は不明であったが、改めて市役所に出向き手続を行った。後日、社会保険事務所から納付書が送られてきたので、以前勤めていた金融機関で納付した。」などと具体的に陳述している。

加えて、申立人の夫は、平成13年の金融機関での年金相談時に、特例納付した期間が未納とされていることについて、社会保険事務所、市役所などの関

係機関に問い合わせた結果、領収書が無いからと取り合ってもらえなかったの
であきらめたとするなど、その陳述内容は全体として不自然な点が見当たらな
い上、申立人の夫の兄嫁は、特例納付を行ったはずなのにその記録が消えてい
たという話を平成 17 年ごろに申立人夫婦から聞いたことがあったと陳述して
いる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金
保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から41年3月まで

私が20歳になった昭和36年7月に働いていたA店の経営者が国民年金の加入手続きをしてくれた。国民年金保険料の納付については、店の経営者が給与から天引きして、経営者夫婦二人分及び従業員分と併せて、3か月に1回ぐらいの割合で集金人に支払っていた。支払った後に経営者から領収書ももらっていた。

しかし、申立期間が未納とされており、納得がいかない。申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に働いていたA店の経営者が、国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付を行ったとしている。そこで、この経営者の妻に対するヒアリングを行ったところ、同人から、申立人を含む従業員の国民年金の加入手続きを行い、保険料は給与から天引きして集金人に納付し、その後、経営者が独自に用意した領収書を従業員に渡していたとの陳述が得られた。

また、経営者の妻は、申立人を含む従業員の国民年金保険料を納付したと陳述しているところ、申立人の同僚二人からも、申立人及び経営者の妻の陳述と同様の国民年金加入手続き及び保険料の納付に関する陳述が得られた上、この二人の同僚については、制度発足時から保険料が納付されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時、国民年金に加入していなかった同僚がいたとしてその者の名前を上述の経営者の妻が陳述しているところ、この同僚については、国民年金の加入記録が無いことが確認できることから、この経営者の妻の証言

の信憑^{びよう}性は高いものと認められる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年4月から3年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 平成2年4月から3年2月まで

私は、昭和36年4月ごろにA市役所で夫婦二人の国民年金加入手続を行った。国民年金保険料は、A市の時は集金人に、B市に引っ越してからも納付書になるまでの間は集金人に夫婦二人分を納付した。

昭和36年4月から40年3月までの期間も確かに保険料を納付したので納付済期間として認めてほしい（申立期間①）。

生活が苦しいこともあって、昭和61年4月から平成9年3月まで、毎年免除申請をB市役所で行っており、平成2年度も免除申請を行ったので2年4月から3年2月までの期間が未納とされているのは納得がいかない。同期間を申請免除期間として認めてほしい（申立期間②）。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月ごろに申立人夫婦二人の国民年金加入手続を行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年9月に申立人の夫と一緒に払い出されていることが同払出簿により確認でき、この払出し時期においては、申立期間①のうち36年4月から39年3月までについては、現年度納付ができない期間である。この申立期間①を現年度納付するためには、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、その可能性について、氏名別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらなかった。

また、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに、申立期間の保険料が納付されていたことがうかがえる周辺事情も見当たら

なかった。

さらに、申立期間②について、申立人は、夫が死亡してから生活が困窮してきたため、昭和61年度以降免除申請を行ったとしているところ、61年度から平成9年度までの間、申立期間を除き、毎年度免除の申請を行っていることが社会保険庁の記録から確認できる。

加えて、申立期間②の前後も申請免除が認められており、申立期間②当時の生活状況に変化が無いことがうかがわれることから、毎年度免除の申請を行っていた申立人が申立期間②のみ免除の申請を行わなかったとは考え難い上、免除を申請すれば免除は認められたものと推認できる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立期間のうち、平成2年4月から3年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年7月から12年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年7月から12年3月まで

平成11年7月に会社が倒産したため、厚生年金保険及び健康保険の資格を喪失した。当時、会社から何の説明も無かったので、健康保険証をそのまま使っていたところ、後日通知をもらって資格の喪失を知った。このため、妻が市役所で夫婦二人分の国民年金と国民健康保険の加入手続を行った。

国民年金保険料の納付は、妻が金融機関の窓口にて国民健康保険料と併せて夫婦二人分の保険料を1か月ごとに支払った。申立期間当時、1か月分の国民年金保険料額は13,000円程度であったと思う。

申立期間の国民年金保険料について、妻は納付済みとされているにもかかわらず、私の国民年金保険料だけ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成11年7月ごろ、申立人の妻が市役所にて夫婦二人分の国民年金と国民健康保険の加入手続を行ったと申し立てているところ、夫婦の国民健康保険の加入手続は同年7月17日付けで行われており、同年7月1日から国民健康保険の適用を受けており、申立内容と符合している。

また、申立人は、申立期間当時、申立人の妻が月額13,000円程度の国民年金保険料を納付書により金融機関で夫婦二人分を納付していたと申し立てているところ、妻の申立期間の国民年金保険料は納付済みとされているほか、妻は、第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更手続を行うとともに、平成11年7月から同年12月までの国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

さらに、申立期間当時の国民年金保険料は月額13,300円で、国民年金保険料の収納方法は、納付書方式であるなど、申立内容は当時の状況と符合している。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から54年9月まで

私たち夫婦は、昭和45年12月に結婚したのを契機として、夫婦一緒に国民年金の加入手続きを行い、46年4月から集金人またはA市役所で、私が必ず夫婦二人分の保険料を納付してきた。

申立期間当時、自営業を営んでおり、帳簿の記帳や確定申告事務を会計事務所に依頼し、毎年、国民年金保険料の領収証書を担当の税理士に提出していたので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、昭和45年12月に夫婦連番で払い出されており、申立期間を除き46年4月以降60歳に至るまでの国民年金保険料をすべて納付しており、夫婦の納付状況は50年7月から同年9月までの期間を除き同じである。

また、申立人は、昭和46年4月から集金人またはA市役所で、必ず夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきたと申し立てているところ、申立人の夫の納付記録を見ると、昭和50年7月から同年9月までの保険料は納付済みとされていることが確認できる。

以上のことから、申立人が、申立期間のうち、昭和50年7月から同年9月までの保険料について、夫の分のみ納付し、自分の分を納付しなかったものとは考え難い。

さらに、申立期間のうち、昭和47年7月から50年8月までの期間及び50年10月から54年9月までの期間の夫の保険料は未納とされている。

一方、申立人及びその夫の国民年金手帳の印紙検認記録欄を見ると、昭和

47年7月から48年3月までの期間は、検認印が押印されていないほか、社会保険庁の記録を見ると、申立人の夫は、52年に催告された記録が確認できることから、当時保険料の未納期間が存在したものと考えられる。

加えて、申立期間は7年3か月と長期間であり、行政の事務的な過誤がこれだけ続くとは考えにくいほか、申立人に納付状況等を聴取しても具体的な陳述は得られず、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から50年12月まで
② 昭和55年4月から56年3月まで

結婚後の昭和45年ごろから17年間にわたり夫婦でA市にてB店を営んできた。その間、夫婦二人分を一緒に国民年金保険料を支払ってきたにもかかわらず、私だけ昭和47年4月から50年12月までの期間及び55年4月から56年3月までの期間が未納とされているのは、納得できない。

なお、保険料は、3か月に一度の割合で、その都度、夫か私のどちらかが夫婦二人分を支払っていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時は、3か月に一度の割合で、夫婦二人分を一緒に現年度納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の加入手続時期をみると、申立期間①より2年以上後の昭和53年7月13日に手帳記号番号が払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿の記録から確認できる。この場合、手続時点では、申立期間①の保険料は、時効により、既に納付できない期間となっているほか、3か月に一度の割合で、現年度納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立期間①について、一緒に納付していたとする申立人の夫の納付記録をみると、申立人の加入手続以前の昭和50年12月及び51年11月の二度に分け、特例納付及び過年度納付の組合せにより納付していることが特殊台帳の記録から確認でき、この点についても、夫婦二人分を一緒に現年度納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、旧姓を含む

氏名検索のほか、当時の居住地を管轄する社会保険事務所において、申立期間①に係る払出簿の縦覧確認を行うも、別の手帳記号番号の存在は確認されなかったほか、この期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

一方、申立期間②について、申立人の前1年間及び後4年間の納付記録をみると、いずれも現年度納付していることが、特殊台帳の記録から確認できる。このうち81か月分については、併せて付加保険料も納付しており、当時は、受給権確保を目指した納付意識を有していたものと推定できる。

また、一緒に納付していたとする申立人の夫は、この期間、現年度納付済みであることが特殊台帳の記録から確認でき、申立人の当時の納付意識の高さに鑑みると、申立期間②については、現年度納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 1412

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から54年3月まで

私は、昭和52年1月に会社を退職後、しばらくして国民年金の加入手続きをした時に、過去の保険料を一括でA出張所で支払った。この時、役所の人は、「これで未納分は無くなりました」とはっきりと言われたのに53年4月から54年3月までの1年分が未納とされているのは納付できない。また、支払った金額は、7万円前後だったと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間（第3号期間39か月を含む）375か月のうち、申立期間を除く363か月間の保険料を納付しているほか、定額の保険料に加えて306か月分の付加保険料を納付している（平成20年3月現在）。また、夫が会社に就職した時点で任意で加入を継続し、退職した時点で第1号被保険者への切替手続きも適切に行っており納付意識が高かったものと考えられる。

そこで申立期間を挟んだ前後の納付状況をみると、直前については、昭和54年12月18日に、52年1月の資格取得月までさかのぼって15か月分の保険料を一括で過年度納付していることが、また、直後の3か月分については、現年度納付していることが市の被保険者名簿及び収滞納記録から確認できるが、この過年度納付時点において申立期間についても同様に納付することは可能であった。

また、申立人が一括納付したと陳述する納付金額は、当時の保険料額とおおむね符合している。

これらの点を踏まえ、申立人の納付意識の高さに鑑みれば、申立期間の保険料を納付していたものとするのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から同年3月まで

昭和39年3月にA市役所で国民年金に加入して以来、厚生年金保険加入期間以外はすべて納付している。市役所で納められない分は社会保険事務所の納付書で納めてきた。

ちょうど住所をB市からC市に変更した時期の分であるため、きちんと処理されていないのではないかと思う。妻も同じ時期が未納とされているが、満額の月数を満たしているので申立てはしないが、妻の分で記録の漏れがあり訂正してもらった経過もあり、この3か月分も漏れているのではと思う。

昭和48年1月以降の領収書は処分してしまい、証拠となるものは何も無いが、記録では48年1月から同年3月までの間の3か月が未納とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間については、市役所又は社会保険事務所の国庫金納付書によりすべて納付していると申し立てている。

そこで、申立人の納付記録をみると、国民年金加入期間201か月間のうち、申立期間を除く198か月間はすべて納付済みである。

また、申立人が所持する年金手帳及び領収書を基に、申立期間を挟んだ前後の納付記録をみると、直前の昭和47年4月から同年12月までの9か月分については、申立期間中の48年1月29日に現年度納付し、翌月には、昭和46年度の6か月分を過年度納付していることが確認できる。

さらに、直後の昭和48年度分については、現年度納付していることが特殊

台帳の記録から確認でき、市役所で納められない場合は、国庫金納付書で納めてきたとする申立人の陳述と符合する。

一方、申立期間については、直前の現年度納付以降に現年度納付が可能な期間が存在したほか、仮に、現年度納付がなされなかった場合は、社会保険事務所による過年度納付の勧奨がなされたはずであり、申立人の納付意識の高さに鑑みれば、それを看過することは考え難く、申立期間について納付していたものとするのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年9月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から44年3月まで

私は、当時、夫と共にA市に住んでいたが、B市にある夫の実家で働いており、私と義母及び義妹の3人で国民年金に加入し、3人分の国民年金保険料を義母が夫の実家に来ていた集金人に納付していた。

集金人は町内会の役員の人で、保険料100円のころから納付しており、領収書をもっていた記憶がある。

また、夫が夫の実家の事業を手伝うために昭和42年9月に会社を退職したときに、夫も国民年金に加入し、それ以降は私が夫婦二人分の保険料を一緒に納めていた。

義母、義妹及び夫が納付済みなのに、私だけが未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B市にある夫の実家で、申立人の夫の母親及び夫の妹と一緒に国民年金に加入し、申立人の夫が国民年金に加入するまで、申立人の夫の母親が3人分の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の手帳記号番号払出時期をみると、申立人の夫と連番で、昭和44年10月8日に払い出されていることが手帳記号番号払出簿から確認できるとともに、申立人の夫が会社を退職した42年9月26日に、国民年金被保険者の資格を取得したことが、夫婦の所持する国民年金手帳の記載及び社会保険庁の記録から確認できる。したがって、申立期間のうち、37年1月から42年8月までの期間は、申立人は国民年金の未加入期間となっていたものと推認され、夫の母親は、同期間について申立人の保険料を納付することができなかつ

たものと考えられる。

また、別の手帳記号番号払出しの可能性について、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認したところ、申立人と一緒に国民年金に加入したとする夫の母親及び夫の妹の手帳記号番号が昭和36年6月15日に連番で払い出されていることが確認できるが、そこに申立人の名前は確認できなかったほか、各種の氏名検索を行っても、申立人に係る別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和37年1月から42年8月までの期間について納付に直接関与しておらず、また、申立人に当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

加えて、申立人は、申立人の夫が国民年金に加入後は、申立人が夫婦二人分の保険料を納付してきたと申し立てしているところ、申立人夫婦の納付記録をみると、申立人は、申立期間後の昭和44年4月から国民年金被保険者資格を喪失するまで保険料を完納しており、また、申立人の夫は、国民年金被保険者期間を通じて保険料を完納していることから、申立人の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人及びその夫が所持している国民年金手帳の検認日及び領収証書の領収日から、夫婦同一日に保険料を納付していることが確認できることから、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと認められる。

さらに、申立期間のうち、昭和42年9月から44年3月までの期間は、申立人の夫の特殊台帳の記録から50年5月21日に特例納付していることが確認でき、納付金額も1万7,100円とそれほど高額でないことから、申立人が申立人の夫の分のみを特例納付したとは考えにくい。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和42年9月から44年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から39年6月まで

私は、昭和32年3月から、A市にあったB氏宅において住み込みの家事手伝いとして働いていた。

B氏の妻が、昭和36年4月に年金制度ができたおり加入手続をしてくれ、私が39年6月に結婚退職するまで保険料を支払ってしてくれたことにはっきりと覚えている。

当時、B氏宅に年配の女性が集金に訪れて、年金手帳に判を押していたことや結婚退職時にB氏から年金手帳を受け取ったことも覚えている。

上記期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B氏宅において住込みで家事手伝いをしていたとし、国民年金制度が発足した昭和36年ごろ、同氏の妻が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人が39年6月に結婚退職するまで保険料を支払ってくれていたと申し立てている。

そこで、申立人の手帳記号番号払出時期をみると、結婚後の昭和51年6月23日に任意加入したことにより払い出されていることが、申立人の所持する年金手帳及び手帳記号番号払出簿により確認でき、現在の手帳記号番号では、申立期間は、制度上、保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

しかしながら、申立人の旧姓で氏名検索を行ったところ、申立人と思われる別の手帳記号番号が払い出されていることが判明し、払出簿をみると、当該手帳記号番号は不在消除のゴム印が押されているが、申立人が住み込みで働いていたとするA市において昭和36年7月18日に払い出されていたことが確認で

き、申立てどおり、国民年金制度が発足した当初に国民年金の加入手続が行われたことをうかがわせる。

また、申立人は、当時のB家の同居家族や建物の状況をはじめ、申立人が国民年金に加入する際のB氏の妻とのやりとりのほか、当時B氏宅において国民年金加入者は申立人一人であり、申立人の保険料を徴収するためにだけ集金人が訪れていたことや集金人の様子、納付時の状況等について、詳細かつ明確に陳述しているところ、これらの内容を裏付ける陳述が、当時のB家の親族等から得られるなど、その内容に不合理な点は認められない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月、48年4月から同年9月までの期間及び49年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年5月
② 昭和48年4月から同年9月まで
③ 昭和49年4月から50年3月まで

私は、昭和46年5月に会社を退職すると同時にA市に転居し、A市役所で国民年金の手続を行った。以後、3か月ごとに訪れる集金人に国民年金保険料をきちんと納めていた。平成20年に昭和46年5月から50年3月までの大半の記録が未納とされていることが分かり、あわてて年金手帳を持って社会保険事務所へ行った。しかし、社会保険事務所の職員から、年金手帳に印紙が貼ってある昭和46年6月から48年3月までの期間の記録は訂正できるが、それ以降の期間は、領収書が無いと訂正できないと言われ、訂正してくれなかった。手帳に印紙を貼る方法から、納付書に領収印を押して領収書をもらう方法に変わってからも、集金人にきちんと納めていたのに、領収書が無いだけで、訂正してもらえないのはおかしい。上記期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年5月に会社を退職し、A市役所で国民年金の手続を行って以後、3か月ごとに訪れる集金人に国民年金保険料を納めていたと申し立てている。

そこで、申立人が所持する昭和47年度までの年金手帳及びA市の50年度以降の収滞納一覧表をみると、申立人は、申立期間を除き、保険料を滞納することなく現年度で納付しており、納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間当時の納付書の様式など、詳細かつ具体的に陳述

しているところ、その内容は、当時の状況と符合しており、不合理な点はみられない。

さらに、昭和46年6月から48年3月までの期間の記録は、申立人が所持する年金手帳を証拠として、平成20年に記録訂正されており、また、特殊台帳の記録をみると、昭和48年10月から49年3月までの期間の記録は、52年に記録訂正されていることが確認できる。

このほか、A市は、昭和48年4月から納付書方式に移行しているが、電算化されたのは50年4月からであったため、昭和48年度及び49年度の収滞納一覧表は、手書きで作成されていたところ、その手書きの収滞納一覧表は、現在紛失しているとしている。

これらの点から、申立人の昭和46年5月から50年3月までの納付記録は、何らかの事務的過誤により、社会保険庁の記録に反映されなかった可能性がうかがえる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年11月から45年12月まで
② 昭和47年4月から48年3月まで

高校卒業後、同居していた父母が自営するA業を手伝っており、父母が私の国民年金の加入手続を行うとともに、昭和42年10月に結婚するまでの期間及び結婚後の3年ぐらいの期間の私の国民年金保険料を自分たちの保険料と一緒に集金人に納付してくれていたと思う。36年11月から45年12月までの保険料が未納とされているが、父母の保険料は納付済みであり、私の保険料だけが未納とされていることは納得できない(申立期間①)。

また、昭和47年4月から48年3月までの保険料が未納とされているが、妻が集金人に保険料を納付していた。妻の申立期間の保険料は納付済みであり、私の保険料だけが未納とされていることは納得できない(申立期間②)。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父母は既に死亡しているため、申立期間当時の保険料の納付状況等は不明であり、申立人の父母が申立人の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料や周辺事情も見当たらない。

また、申立人からは、申立期間①の保険料納付をめぐる事情等を汲み取ろうとしても、父母が集金人に保険料を納付していたはずであるということ以外に具体的な陳述を得ることができず、申立人の父母が申立人の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな事情等は見いだせなかった。

さらに、申立期間①は9年2か月と長期間であり、これだけの長期にわたり、納付記録の欠落が続いたとは考え難い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号

が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

一方、申立期間②については、申立期間前後の保険料は納付済みであり、申立期間②の前後を通じて、申立人の仕事や住所に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は無かったとしている上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻の保険料は納付済みであることから、申立人の妻が申立人の申立期間②の保険料も納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年3月まで

昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料が未納とされているが、元夫（平成4年離婚、以下同じ。）が夫婦二人分の保険料を納付しているはずである。

元夫の申立期間の保険料は納付済みであり、私の保険料のみが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その元夫が申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の納付状況をみると、申立人の昭和36年4月から52年12月までの国民年金加入期間の保険料は、申立期間の12か月を除き、すべて納付されている上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の元夫の保険料も、36年4月から60歳到達時の平成2年10月まですべて納付済みとなっており、申立人の元夫の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人及びその元夫の国民年金手帳記号番号は同一日に夫婦連番で払い出されており、夫婦で一緒に保険料を納付する意思があったと考えられるところ、申立期間における申立人の元夫の納付記録をみると、特例納付されていることが確認でき、納付意識の高い申立人の元夫が自身の保険料と一緒に申立人の申立期間の保険料を特例納付したと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から47年3月まで

私自身が国民年金の加入手続を行ったことは無く、夫が市役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行ったと思う。

昭和53年ごろまでの私と夫の国民年金保険料については同居していた夫の母親（義母）が納付してくれており、私と夫は申立期間の保険料の納付に関与していないが、夫の申立期間の保険料は納付済みであり、義母が夫の保険料だけを納付したとは考えられず、私の保険料も一緒に納付してくれていたはずなので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が夫婦二人の国民年金の加入手続を行ったものの、昭和53年ごろまでの夫婦二人分の国民年金保険料については、義母が納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の納付状況をみると、申立人の申立期間直後の昭和47年4月から60歳到達時の平成15年8月までの保険料は、すべて納付されている上、申立人の保険料を納付していたとする義母の保険料も、36年4月から60歳到達時の51年9月まですべて納付済みであり、申立人の義母の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人の夫の納付状況をみると、手帳記号番号の払出時点で制度上保険料を納付することができた申立期間と同一期間の保険料が過年度納付されているとともに、60歳到達時までの保険料がすべて納付されていることから、申立人の申立期間の保険料についても、納付意識の高い申立人の義母が、申立人の夫の保険料と一緒に過年度納付していたとみても不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年10月から40年3月まで
② 昭和51年1月から同年3月まで

昭和38年10月から40年3月までの国民年金保険料が未納とされているが、私は20歳になった当時、叔父夫婦と同居して、その家業を手伝っており、叔父夫婦宅を訪問していた市役所の集金人に国民年金に加入するように言われ、加入手続書類に必要事項を記入し、集金人に渡した記憶がある。38年10月から40年3月までの保険料を納付した正確な時期は覚えていないが、当時の保険料は月額100円であり、最初に1年分の保険料を集金人にまとめて納付し、次に半年分の保険料を集金人に納付した。いずれの納付時にも国民年金手帳は交付されず、領収証を受け取った（申立期間①）。

また、昭和51年1月から同年3月までの保険料が未納とされているが、47年8月に結婚してからは、妻が納付書により金融機関で保険料を納付していたと思う（申立期間②）。

申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出状況を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は昭和41年2月24日であり、この手帳記号番号によっては、申立期間①の国民年金保険料は過年度保険料となるため、集金人に保険料を納付できず、申立人の主張とは符合しない上、申立期間①の一部は、制度上保険料を納付できない期間である。

また、A市における申立期間①当時の保険料収納方式は印紙検認方式であり、保険料の納付時に集金人から領収書を受領したとする申立人の主張とは符

合しない。

さらに、申立人は、国民年金加入後の初めての保険料は1年間分、次の保険料は6か月分をそれぞれまとめて納付したとしているところ、申立人が所持する国民年金手帳をみると、上記の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和41年2月24日の直後の同年3月17日に、40年4月から41年3月までの1年分の保険料を、41年4月15日に同年4月から42年3月までの1年分の保険料を、その後は42年4月27日に同年4月から同年9月までの6か月分の保険料を納付していることが確認でき、国民年金の加入手続後における保険料納付をめぐる状況は申立内容とおおむね符合している。

加えて、申立人に別の国民年金手帳番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も、申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料や周辺事情も見当たらなかった。

一方、申立期間②については、3か月と短期間である上、申立人が結婚した昭和48年8月以降平成15年9月までの国民年金加入期間中における申立人の保険料は、申立期間②を除き、すべて納付されており、申立期間②の前後を通じて、申立人の仕事や住所に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は無かったとしていることから、申立期間②の保険料についても、納付されていたものとみても不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月から40年3月まで

申立期間当時、私は両親、夫及び弟とA市で同居しており、父親は自営業を営み、私はB業の仕事をしていた。現在の夫は、昭和26年(15歳)ごろに、私の父親が営んでいた自営業の職人として同居し始め、39年5月に私と結婚した。

私も夫も国民年金のことは、私の両親に任せきりであったため全く分からないが、社会保険庁の年金記録では、夫の国民年金保険料は、私と結婚する前の昭和36年4月から現在まですべて納付済みとなっている。また、弟の保険料は、弟が障害者であるため両親が納付していたと思う。

私の両親が、私と結婚する以前の夫の保険料を未納とすることなく納付しているのであれば、実の娘である私の保険料も20歳の分からすべて納付しているはずなので、申立期間が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が自身、その夫及び弟の国民年金保険料を納付してくれていたとする申立人の両親は保険料を完納しており、申立人の両親の納付意識が高いと考えられる。

また、申立人の保険料は申立期間を除いてすべて納付済み、申立人の夫及び弟の保険料もすべて納付済みとなっている上、その弟については、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和49年以降に、過去に未納であった期間の保険料がすべて特例納付及び過年度納付されていることがその弟の特殊台帳により確認できることから、納付意識の高い申立人の両親が申立人の申立期間の保険料を未納のまま放置しておくのは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年9月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を38年9月3日に、資格喪失日に係る記録を同年10月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月24日から同年10月26日まで
昭和38年8月、それまで働いていたB社から同僚2人と一緒にC市にあったA社に移り、D業務員として働いた。

社会保険庁からはA社における厚生年金保険加入記録は無いとの回答を受けたが、B社退職後期間を空けることなく働き始めており、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社に在職していたことは、申立人が、一緒に入社したと陳述している同僚2人が同社の厚生年金保険被保険者名簿で名前が確認でき、このうち、連絡の取れた1人による「申立人のことは覚えている。もう1人の同僚と3人一緒にA社に入社した」との陳述から確認できる。

また、社会保険庁の記録によれば、上記同僚2人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和38年9月3日であることが確認できるが、同社の厚生年金保険被保険者名簿によれば、同年7月から同年10月までにかけて被保険者資格を取得した18人のうち、12人（申立人の同僚2人を含む）の「資格取得年月日」欄の資格取得日の上に「11. 22」との記載がみられる。同日付は資格取得手続日であると考えられ、同僚2人は、38年11月22日に、同年9月3日にさかのぼって資格取得手続が行われたものと推測される。

さらに、同社の厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号に抜けはみられないが、「11. 22」との記載のある12人の被保険者資格取得日は、必ずしも資格

取得日付順となっておらず、昭和 38 年 11 月 22 日時点で何らかの事情により被保険者資格が未取得となっていた者について、それぞれの入社日、勤務部署、そのほか何らかの区分ごとにさかのぼって資格を取得させたものと思われる。

一方、さかのぼって資格取得手続が行われた者に対する入社から手続日までの厚生年金保険料の控除について、さかのぼって資格を取得している同僚は、「昭和 38 年 11 月及び同年 12 月の給与支給額に変化があった記憶は無い」と陳述しており、さかのぼっての資格取得手続が行われた後、社会保険料の控除が開始された形跡はうかがわれない。したがって、資格取得手続が行われる以前から社会保険料の控除が行われていたものと推測される。

加えて、当該同僚は、B 社における厚生年金保険被保険者資格を昭和 38 年 8 月 29 日に喪失し、A 社において同年 9 月 3 日に被保険者資格を取得していることが社会保険庁の記録から確認できることから、試用期間は無く、入社後すぐに厚生年金保険に加入する取扱いをされていたことが認められる。また、申立人と同時入社のもう 1 人の同僚は、A 社における厚生年金保険被保険者期間は 2 か月と短期であるが、被保険者資格取得手続が行われている上、そのほかにも被保険者期間が 1 か月だけの例も確認できる。

申立人は A 社在職中から転職先を探しており、退職翌日から新しい職場で働いていたと陳述しているところ、社会保険庁の記録によると申立人が次に勤務した C 社における被保険者資格取得日は昭和 38 年 10 月 26 日となっていることが確認できる。

以上の事情から、申立人は、本来ならば同僚 2 人と共に昭和 38 年 9 月 3 日にさかのぼって厚生年金保険被保険者資格を取得すべきところ、上記手続日（同年 11 月 22 日）前の同年 10 月 25 日に A 社を退職していたため、資格取得対象者から除外されたが、同年 9 月の厚生年金保険料は事業主により給与から控除されていたと考えるのが相当である。

一方、申立期間のうち、昭和 38 年 8 月 24 日から同年 9 月 3 日までの期間については、厚生年金保険料控除をうかがわせる事情等は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない

また、昭和 38 年 9 月の標準報酬月額については、一緒に A 社に入社した同僚の厚生年金保険被保険者資格取得時の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は既に解散しているが、上記の理由から、事業主は資格取得の届出を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 38 年 9 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っていないことから、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和35年9月から37年4月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を35年9月1日に、資格喪失年月日を37年5月1日に訂正し、35年9月から36年4月までの標準報酬月額を1万2,000円、同年5月から37年4月までの標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和35年9月から37年4月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月1日から37年8月30日まで

私は昭和35年9月にB県からC県に来て、公共職業安定所で寮のあるA社を紹介してもらい、そこで1年半ほど働いた。当時、会社の組合健康保険で、診察を受けたことも覚えているし、退職後、失業手当を受けた記憶もあるので、もう一度、厚生年金保険加入記録の調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における在職については、複数の同僚から、申立期間当時在職していたとの陳述が得られたことから推認され、その在職期間については、同僚の一人から「当時の日記によると、昭和35年12月の日記に申立人のことが記載されており、その後、自分が同社を退職した37年4月末時点においては申立人が在職していたことを記憶している。」旨の回答があり、このことは、申立人が勤務期間は定かではないものの、申立期間中に1年半以上は勤務していたとの陳述内容とも符合すること等から、申立人の在職期間は、申立期間のうち、35年9月1日から37年5月1日であると考えるのが相当である。

また、これらの同僚は、社員は全員社会保険に加入しており、特に申立人のように寮に入っていた人は間違い無く正社員であり、社会保険にも加入していたはずと陳述しており、このことは、これらの同僚には、いずれも厚生年金保

険の被保険者として記録が確認できるほか、申立人と同年齢で同じ寮に入っていた同僚には、入社後からの被保険者記録が存在することと符合している。

さらに、申立人と同じ業務を行っていた複数の同僚も被保険者資格を取得しているほか、パートであったほかの同僚からは、「パートの場合は社会保険に未加入の者もいたが、私は1日6時間の勤務であったが社会保険に加入しており、社員は全員社会保険に加入していたと思う。」との陳述も得られた。

加えて、申立人が同僚と申し立てている者（10名）は、いずれも被保険者資格が確認できるほか、申立人が陳述した当時の従業員数と事業所別被保険者名簿における申立期間当時の厚生年金保険被保険者数がほぼ一致することから、当時、同社においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらの事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和35年9月1日から37年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和37年5月1日から同年8月30日までの期間については、同社における在職をうかがわせる事情等も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、昭和35年9月から37年4月までの標準報酬月額については、同年齢の同僚の標準報酬月額から、35年9月から36年4月までの標準報酬月額を1万2,000円、同年5月から37年4月までの標準報酬月額を2万円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、現在の事業主は、「当時の事業主は故人で資料も保存されていないため不明であるが、適正な届出を行い、保険料も納付していたはず。」と回答しているものの、これを裏付ける関連資料等はない。その一方、同社に係る事業所別被保険者名簿をみると、その整理番号に欠番は見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上に、仮に事業主が資格取得届を行った場合には、その後に資格喪失届を行い、また、算定基礎届も行われたと考えられるところ、これらのいずれの機会においても社会保険事務所が申立人の記録漏れに気づかず、記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年9月から37年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得年月日を平成14年1月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年1月31日から同年3月1日まで

私はB社に平成14年1月30日まで勤務し、その翌日から同じ事業主が経営するA社で勤務しており、給料から保険料も控除されていたのに、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間におけるA社での在職については、事業主の陳述から認められる。

ところで、B社とA社の事業主は同一人であり、これら両社は事実上グループ企業として一体的に管理運営されていたところ、申立人が提出し、事業主が当時の同社交付のものであると認めている給与支払明細書により、申立期間の平成14年1月及び同年2月の厚生年金保険料が給与から控除（翌月控除）されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の厚生年金保険料控除額から22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る保険料を控除しているにもかかわらず、資格取得日を誤って届け出たと陳述していることから、事業主が、平成14年3月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年1月及び同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成6年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 男
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和23年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 平成6年5月1日から同年8月1日まで

私は、平成5年4月1日から6年7月31日までA社に勤務していた。給料から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、同社での厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年5月1日とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主の陳述及び申立人から提出された平成6年5月分から同年7月分までの給料支払明細書により、申立人が同年7月31日まで同社に在籍し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立人から提出された平成6年7月分の給料支払明細書をみると、支給額欄が空白となっており、社会保険料及び所得税の控除額のみが記載されているが、前月までと同額の所得税が控除されていることから当該月についても前月までと同額の給与が支給されたことが推測でき、同社の元事業主は社会保険料の控除方式は当月控除であったと陳述していることから、当該明細書に記載されている保険料額は同月分であると考えるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成6年4月の社会保険事務所の記録及び同年5月から同年7月までの給料支払明細書から15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

では、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA船における資格取得日に係る記録を昭和29年5月21日に、資格喪失日に係る記録を同年9月7日とし、申立期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月21日から同年9月7日まで

昭和29年5月21日から同年9月7日までの期間は、A船に乗船していたことが、船員手帳に記載されているので、同期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA船に乗員として乗船し勤務していたことは、船員手帳の記録及び同僚の陳述から認められる。

また、申立期間当時、A船B部の員数については、船舶職員法に定めるB長のほかに、員数に係る法の定めが無く特定することができないものの、申立期間にA船に乗船していた同僚2名より、申立人のほかに乗船していた乗員が4名である旨の陳述を得ることができたところ、社会保険庁の記録により、当該4名全員が、申立期間である昭和29年5月21日から同年8月まで船員保険に加入していることが確認できる。

これらのことを踏まえると、申立人が昭和29年5月から同年8月までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、乗員として乗船していたとされる同僚の標準報酬月額及び船員手帳に記載されている給料額から推定して、4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び資格の喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び資格の喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和 29 年 5 月から同年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る保険料納付義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和46年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月30日から同年10月1日まで

昭和36年4月1日にA社に入社してから、52年6月15日に退職するまで継続して勤務していた。B支店からC支店に転勤したときに、1か月の厚生年金保険未加入期間があるのは納得できないので、加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間においてA社に継続して勤務していたことは、雇用保険の記録及び同社の被保険者加入記録訂正依頼書により確認できる。

また、同加入記録訂正依頼書により、申立人が昭和46年10月1日付けで、同社B支店からC支店に異動したことが認められる。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料については、同一企業内の事業所間異動であることから、引き続き給与から控除されていたと考えるのが相当である。

そして、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の昭和46年8月の記録から10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の資格喪失日を昭和46年10月1日とすべきところ同年9月30日と誤った手続を行ったとしていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年9月の保険料について納

入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（293,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 293,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 男
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和 35 年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間：平成 16 年 3 月 10 日

平成 16 年 3 月 10 日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先の A 社が、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保有していた賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（293,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 16 年 3 月 10 日の標準賞与額（293,000 円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（584,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 584,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 男
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和 29 年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間：平成 16 年 3 月 10 日

平成 16 年 3 月 10 日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先の A 社が、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保有していた賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（584,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 16 年 3 月 10 日の標準賞与額（584,000 円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（1,118,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 1,118,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 男
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和 40 年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間：平成 16 年 3 月 10 日

平成 16 年 3 月 10 日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先の A 社が、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保有していた賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（1,118,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 16 年 3 月 10 日の標準賞与額（1,118,000 円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（277,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 277,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 男
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和 34 年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間：平成 16 年 3 月 10 日

平成 16 年 3 月 10 日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先の A 社が、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保有していた賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（277,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 16 年 3 月 10 日の標準賞与額（277,000 円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（62,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を62,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 男
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和24年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間：平成16年3月10日

平成16年3月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先のA社が、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（62,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年3月10日の標準賞与額（62,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（187,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 187,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 男
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和 32 年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間：平成 16 年 3 月 10 日

平成 16 年 3 月 10 日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先の A 社が、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保有していた賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（187,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 16 年 3 月 10 日の標準賞与額（187,000 円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（1,030,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を1,030,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 男
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和35年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間：平成16年3月10日

平成16年3月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先のA社が、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（1,030,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年3月10日の標準賞与額（1,030,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（1,433,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を1,433,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名： 男
基礎年金番号：
生年月日： 昭和20年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：平成16年3月10日

平成16年3月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先のA社が、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（1,433,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年3月10日の標準賞与額（1,433,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

昭和36年4月に結婚してから夫の母が、夫婦の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を集金人に支払ってくれていた。夫の母が不在の時は、私が夫の母の財布から何回か集金人に納付していた。

夫の母と夫が納付済みなのに、私の分が未納とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫の年金手帳記号番号払出時期をみると、申立人の夫については、その母と連番で昭和36年6月に払い出されている一方、申立人については、41年9月に払い出されていることが年金手帳記号番号払出簿により確認でき、夫婦の払出時期が異なるほか、申立人の払出時点において、申立期間は、集金人による納付ができない過年度保険料であるほか、申立期間のうち、38年12月以前の期間は、制度上納付することができない期間に当たる。

また、申立人は、申立人の夫の母が当時、夫婦二人分の保険料を集金人に納付してきたと記憶しており、過去の保険料をさかのぼって納付したことは無いとも陳述している。

さらに、申立人は、国民年金加入手続及び保険料の納付は、申立人の夫の母が行ってくれていたとしており、申立人は直接関与しておらず、当時の具体的な加入状況及び納付状況は不明であり、また、申立人の夫の母が不在の際は、申立人が、申立人の夫の母の財布から何回か集金人に納付していたとしているものの、誰の分を納付したのかは覚えていないと陳述している。

そこで、別の年金手帳記号番号の払出しの可能性について、年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認したほか、ほかの読み方等を含む各種氏名検索も

行ったが、申立人に別の年金手帳記号番号が払い出された形跡は無かった。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無いほか、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から48年12月まで

長女が生まれた昭和47年7月以降の同年7月又は同年8月に、明治生まれの母から、自分は国民年金保険料を支払っていなかったが、国から年金をもらって助かっているので、絶対加入しなさいと言われ、A市役所に手続に行った。その際、担当職員に今からだと全額支払うことになると言われ、母に7万4,000円をもらって一括納付した。納付手続は、市役所の窓口職員に全額支払い、薄紫色の領収書もらった記憶があるが、引っ越ししたりして、領収書を紛失してしまっているが、自分は絶対納付している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、娘の誕生した昭和47年7月又は同年8月ごろに市役所で国民年金への加入手続を行い、過去の未納保険料として7万4,000円を納付したと申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿をみると、申立人の手帳記号番号は昭和51年10月15日に払い出されていることが確認でき、この払出時点において、申立期間の保険料は、制度上納付することはできない期間に当たる。

また、申立人は、緑色のもう一冊の手帳を所持していたとも申し立てていることから、別の手帳記号番号の払出しの可能性について、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認したほか、類似氏名を含む各種氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

仮に、昭和47年7月又は同年8月ごろに別の手帳記号番号が払い出され、第1回特例納付も利用できたとして、申立期間の保険料を当該特例納付、過年度納付及び現年度納付により納付したとした場合でも、その保険料合計額は約

5万円に過ぎず、申立金額とは符合しない。

さらに、申立人は、市役所窓口で職員に保険料をまとめて支払い、領収書もらったとしているが、当時、市役所では、現年度保険料以外の保険料の収納は行っておらず、申立内容と符合しない。

加えて、申立人が一括納付するための保険料分として7万4,000円をもらったとする母も既に他界しており、当時の保険料調達の具体的状況も不明であるとともに、申立期間について納付したことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年7月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月から平成2年3月まで
いつごろか分からないが、私の母が国民年金の加入手続を行い、母が自分の分と一緒に、国民年金保険料の支払いをしてきていたはずであるのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金への加入時期をみると、平成3年4月19日であることがA市の国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この加入時点においては、申立期間のうち、昭和63年7月から平成元年2月までの保険料は制度上納付することができず、それ以降の期間の保険料は過年度納付が可能であることが分かる。しかし、申立人は平成2年度分の保険料については、まとめて納付した記憶があるとするものの、それ以外の期間の保険料をまとめて払いした記憶は無いと陳述しており、このことは社会保険庁及び同市の納付記録と符合する。

また、申立人の母の国民年金保険料の納付記録をみると、昭和61年度分及び62年度分の保険料は申請免除となっているほか、申立期間と重なる昭和63年4月から平成元年3月までの保険料については、同年7月26日に過年度納付していることが確認でき、母と一緒に納付していたとする申立内容と符合しない。

さらに、各種読み方による氏名検索を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

加えて、申立人は保険料の納付に直接関与していないほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年3月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年3月から同年12月まで

私は、昭和57年3月にA社を退職し、国民年金に加入した。同時期に妻も国民年金に加入し、妻と一緒に夫婦二人分の保険料を3か月ごとに納付書で途切れることなく支払ってきた。

申立期間について妻の納付記録があるのに、私の記録が未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年3月にA社を退職した後、国民年金に加入し、妻と一緒に夫婦二人分の保険料を3か月ごとに納付書で途切れることなく納付してきたと申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿をみると、申立人の年金手帳記号番号払出日は昭和58年4月11日と記録されており、直前の番号の被保険者の任意加入日から、申立人の加入日は同年2月下旬から同年3月上旬までの間であったと推定できる。なお、同時期に加入したとされる申立人の妻の手帳記号番号払出日は、申立人より約1年前の57年1月16日に任意加入被保険者として払い出されていることが確認できる。

また、この加入時点において、申立期間の国民年金保険料を納付することはできるものの、申立人には昭和57年3月分の過年度保険料や同年4月以降の分の現年度保険料をまとめ払いした等の記憶は無く、加入後は3か月ごとの保険料を納付書で納付していたと陳述しており、このことは、社会保険庁の記録と符合している。

さらに、各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年8月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月から51年12月まで

同居していた母が国民年金の加入手続をしてくれたはずであり、保険料については、昭和43年6月に結婚する前は母か私が、結婚後は私が納付していた。納付時期ははっきりとは覚えていないが、毎月分を翌月末か3か月ごとに金融機関で納付していたはずであり、過去の保険料をまとめ払いした記憶は無い。

しかし、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの期間が申請免除期間とされ、そのほかの期間の保険料が未納とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親が国民年金の加入手続をしてくれたはずであると申し立てているところ、A市の国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の手帳記号番号は昭和41年6月1日に払い出されているほか、続いて52年3月11日にも別の手帳記号番号が払い出されていることが確認できる。

このうち、昭和41年6月1日付け払出しの手帳記号番号に係る保険料納付記録をみると、37年8月19日に資格を取得、52年1月1日に資格を喪失とされ、加入期間のうち、46年4月から47年3月までは申請免除期間、そのほかの期間は未納期間とされている。また、国民年金手帳記号番号払出簿及び社会保険庁の記録によると、時期は不明であるが、途中で不在被保険者とされ、平成19年8月に基礎年金番号（昭和52年3月11日付け払出しの国民年金手帳記号番号と一致）の記録に統合されている。

さらに、申立人は昭和43年6月に結婚し、実家を出る時に、この国民年金手帳は持って行かなかったと陳述しており、年金手帳が無い以上、保険料を納

付することはできないことから、この手帳記号番号によっては、申立人が結婚後に保険料を納付したとは考え難い。

加えて、結婚前についても、当時は印紙検認方式であったところ、申立人は郵便局で保険料を支払ったとしており、申立内容は当時の収納制度と符合しないほか、申立人から申立期間の保険料を納付した事情を汲み取ろうとしても、納付したことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

一方、昭和52年3月11日付け払出しの手帳記号番号については、資格取得日が同年1月1日となっていること、この手帳記号番号によっては、51年1月以降の期間を除いては、特例納付又は過年度納付によってしか保険料を納付できないが、申立人は保険料をさかのぼって一括納付した記憶は無いと陳述していることから、この手帳記号番号によって申立期間の保険料が納付されたとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年3月までの期間及び47年4月から48年6月までの期間に係る国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から46年3月まで
② 昭和47年4月から48年6月まで

私と夫は、時期はよく覚えていないが、A市に住んでいたところに国民年金の加入手続をした。当時は保険料を納付していなかったが、A市からB市に転居した後の昭和46年5月又は同年6月ごろ、自宅に市役所の集金人が訪ねてきて、その人から、今なら過去の未納分の保険料をさかのぼって納付することができると言われ、未納となっていた36年4月からの保険料を夫の分と併せて一括して納付した。納付額は夫婦二人分で36万円ぐらいであった。しかし、申立期間①の保険料について夫の分のみ納付済みとされ、私の分が未納とされているのは納得できない。

また、申立期間②については、夫婦二人分の保険料を、夫名義の口座から口座振替で納付したが、未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市に住んでいたところに国民年金の加入手続を行い、同市からB市に転居した後の昭和46年5月又は同年6月ごろに、市役所の集金人から勧められ、申立期間①の保険料を集金人に納付し、その金額は夫婦二人分で36万円ぐらいであったと申し立てしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は40年6月26日に払い出されていることが確認でき、46年は第1回特例納付実施期間内であり、申立期間①の夫の保険料は納付済みとなっている。

しかしながら、第1回特例納付実施期間内に申立期間①の保険料を特例納付及び過年度納付によって納付した場合の保険料額は夫婦二人分を合わせても約10万円であり、申立ての納付額とは相当な金額の開きがある。また、申立

人は一度に多額の保険料を納付しながら領収書は受け取っていないとしており、制度運用の実態からみて不自然な内容となっている。

このほか申立人が申立期間①の保険料を特例納付したことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

なお、申立期間①の保険料について申立人の夫の分のみ納付済みとなっていることについては、当時申立人の夫はまもなく40歳を迎えようとしていたが、厚生年金保険の被保険者期間が1年あることを除いては、国民年金保険料は全加入期間を通じて未納であったため、その時点から60歳までの保険料を完納したとしても、年金受給資格期間を満たさないことから、加入時にさかのぼって特例納付したものと考えられる。一方、申立人の当時の年齢は33歳であり、その時点から60歳までの保険料を完納すれば年金受給資格期間を満たすことができるため、申立人の夫の分のみ特例納付したと考えるのが相当である。

次に、申立期間②の保険料については、申立人は夫婦二人分を夫名義の口座から口座振替により納付したと申し立てているところ、申立人の夫の当該期間の保険料も未納となっており、B市において国民年金保険料の口座振替制度が実施されたのは昭和50年8月からであり、申立内容と符合しない。

また、申立人の国民年金手帳の昭和47年度の印紙検認欄には、印紙の検認印が見られず、このほか申立期間②の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年から51年までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年から51年まで

私は、20歳ぐらいまではA業で身を立てることを目指し、職を転々と変えていたことから、親父が将来のことを考えて国民年金に入るようにと10万円を出してくれた。そのお金の中から、昭和50年の夏ごろに市役所の年金窓口において49年から51年までの国民年金保険料として8万円から9万円ぐらいを一括して納付した。

その時の領収書は受け取っていないが、申立期間の保険料を一括で支払ったにもかかわらず、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年の夏ごろに申立期間の国民年金保険料を一括して納付したと申し立てているが、申立期間のうち、50年2月以前は申立人が20歳に到達する前の期間であり、国民年金の被保険者資格を取得することができないため、その期間の国民年金保険料は制度上納付することができない。

また、申立人は申立期間のうち、昭和50年3月以降の期間においては厚生年金保険に加入していることから、当該期間の国民年金保険料を納付した場合には還付の対象となるが、保険料が還付された記録は見当たらず、申立人からも還付されたとの申立ては無い。

さらに、申立人は、申立期間の保険料納付額は8万円から9万円であったと申し立てているが、昭和49年1月から51年12月までの保険料合計額は約4万円であり、申立金額とは相当の開きがある。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿により申立人の手帳記号番号は昭和60年3月11日に払い出されていることが確認できるが、この手帳記号番号によっては現年度納付も過年度納付もできない上に、当時は既に第3回特例納付実

施期間を過ぎていたことから、申立期間の保険料は制度上納付することができない。また、申立人にほかの手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年5月から41年10月までの期間及び60年1月から61年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年5月から41年10月まで
② 昭和60年1月から61年4月まで

昭和36年に自治会から国民年金の加入者カードが配られて、加入手続を行うとともに、A会の集金人に保険料150円を毎月納付していたが、1年ぐらいい納付した後、集金人が来なくなったので納付していなかった。それから5年程経った後に同じ集金人が来たので、未払いになっていたおよそ5年間分の保険料として1万円ぐらいいを渡した。領収書はもらわなかったが、これで未納になっていた保険料を完納したと思っていたのに、申立期間①が未加入とされており納付できない。

また、60歳になってから、年金の受取額を増やすため、夫が市役所で継続加入の手続をして、保険料を納付していたはずであるが、申立期間②が未加入とされており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和36年に国民年金に加入し1年間ぐらいい保険料を納付した後、集金人が来なくなったので一時的に納付していなかったが、5年程後に未納になっていた保険料をさかのぼって集金人に納付したと申し立てしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は36年2月3日に払い出されており、同年4月の1か月分の保険料のみ納付済みとなっている。

しかしながら、申立人は申立期間①当時に年金手帳を受け取った記憶は無く、集金人が突然来なくなったので保険料を納付しなくなったと陳述しているが、制度運用の実情からみて当該陳述内容は不自然であり、このほか申立人が加入手続後2か月以上保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見

当たらなかった。

また、申立人が保険料をさかのぼって納付したとする時期として推認できる昭和42年ごろは特例納付実施期間ではない上、申立人は任意加入であるため保険料をさかのぼって納付することができない。

このほか、申立人が申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

次に、申立人は60歳到達以降も国民年金に任意加入し、申立期間②の保険料を納付したと申し立てているが、申立人は当該加入手続及び保険料納付は夫が行ったとしており、申立人自身は直接関与していない上に、申立人の夫は既に死亡しているため、納付をめぐる事情等を汲み取ろうとしても具体的な陳述を得ることはできなかった。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人は遡及^{そきゅう}して行うことができない任意加入及び付加保険料の申出を昭和61年5月に行ったことが確認できることから、60年1月当時に手続を行ったとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間②の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から51年3月まで

私は、昭和44年9月に勤めていた会社を退職し、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、同年10月又は同年11月に、A市B区役所で国民年金の加入手続をした。その時には母が付き添ってくれたと思う。保険料の納付については、母がC業務の仕事で得た収入の中から、自宅に来る市役所の集金人に毎月、母の分と併せて納付してくれたと思う。また、納付書が変わってからは近所の金融機関で納付してくれたと思う。

申立期間の保険料について、母の分が納付済みとされているにもかかわらず、私の分が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年9月にそれまで勤務していた会社を退職し、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後の同年10月か同年11月に、A市B区役所で国民年金への切替手続をしたと申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の手帳記号番号は51年8月10日にA市D区で払い出されていることが確認でき、申立人についての他の手帳記号番号が払い出されている形跡、事情等は見当たらなかった。

また、申立人は、申立期間の保険料はすべて母親が自分の収入の中から自分の分と併せて毎月納付していたと申し立てており、申立人自身は保険料納付に関与していないため、納付金額や領収書等についてはよく分からないとしている。

さらに、申立期間の保険料納付を担っていたとする申立人の母親は既に他界しているため、当時の事情を照会することができず、納付状況の詳細は不明である。

このほか、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から47年12月まで

私はA市に住んでいた昭和36年4月から国民年金に加入した。国民年金の加入手続と昭和45年ごろまでの国民年金保険料の納付は母が行った。その後は、自分で保険料を納付しており、47年ごろにB社で厚生年金保険に加入するまで納付を続けていたと思う。

いずれにしても申立期間は保険料を納付しているので、未納記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市に住んでいた昭和36年4月から国民年金に加入し、国民年金の加入手続と45年ごろまでの国民年金保険料の納付は母が行い、47年ごろにB社で厚生年金保険に加入するまでの保険料は、自分で納付したと申し立てている。

ところで、申立人の最初の国民年金手帳記号番号は、昭和36年2月に申立人の母と連番で、C社会保険事務所において払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できるが、この時に払い出された申立人の手帳記号番号は56年1月12日に取り消されている。

また、申立人は、母が昭和36年4月から45年ごろまでの申立人の保険料を納付していたとしているが、母自身の保険料の最初の納付は、2回目に払い出された手帳記号番号により46年3月31日に行われていることが市の国民年金被保険者名簿で確認できる。

さらに、昭和36年4月から45年ごろまでの申立人の保険料納付を示す関連資料は無い上、申立人は保険料納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人は昭和 45 年ごろから自分で保険料を納付するようになったとしているが、46 年 7 月に払い出された 2 回目の手帳記号番号は、取り消されている上、国民年金手帳記号番号払出簿の当該手帳記号番号の台帳定期整理欄には「納付なし」と記されており、次いで 53 年 11 月に払い出された 3 回目の手帳記号番号による納付状況については、申立期間後の 48 年 4 月から 50 年 12 月までの保険料が特例納付、51 年 1 月から 53 年 3 月までの保険料が過年度納付されていることが特殊台帳により確認できる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から38年3月までの期間、41年9月から48年12月までの期間及び50年1月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から38年3月まで
② 昭和41年9月から48年12月まで
③ 昭和50年1月から同年12月まで

昭和36年10月から46年か47年ごろまでの期間については、母が、私の国民年金加入手続を行うとともに私の国民年金保険料を納付していた。

昭和46年か47年ごろに過去の未納期間の保険料をさかのぼって納付することが出来る特例納付により、それまで未納となっていた期間の保険料を全額納付した（申立期間①及び申立期間②の一部）。

この特例納付後は、私が納付書により金融機関で保険料を納付し、昭和50年か51年ごろからは自身の分と当時の従業員の保険料を併せて、二人分の保険料を納付した。

未納期間は無いと思うので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人は昭和46年か47年ごろに自分が特例納付をするまでは、申立人の母が国民年金の加入手続を行い、36年10月以降の国民年金保険料の納付を行っており、特例納付時に、それまでの未納の保険料を申立人自身が全額納付したと申し立てている。

しかし、申立人が特例納付したとする金額は、実際に必要とされる保険料額と大きく相違している。

一方、申立人は、昭和49年1月から同年12月までの保険料を52年1月に過年度納付していることが特殊台帳により確認できるが、この過年度納付した保険料額は申立人が特例納付したとする金額とほぼ合致し、申立人が特例納付

と同年1月の過年度納付とを混同している可能性も残る。

また、申立人は、昭和36年10月から46年ごろまでの保険料は申立人の母が納付したとしており、申立人は保険料納付に直接関与していないため、この期間の保険料の納付状況は不明である。

次に、申立期間③については、申立人は領収印の押されていない昭和50年1月から51年3月までの「納付書・領収証書」を所持し、この書類が納付を示すものであるとしているが、51年1月から同年3月までの保険料が53年12月に過年度納付されていることが特殊台帳により確認できることから、申立人が所持している「納付書・領収証書」は発行されたままのもので、納付した事実を証明するものではないと考えられる。

また、申立人に別の手帳記号番号が払い出された可能性について、氏名の別読みによる検索や、手帳記号番号払出簿の確認調査を行ったが、申立人の別の手帳記号番号の存在をうかがわせる事情等は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から41年3月まで

20歳になった時、何月か覚えていないが自分でA市役所へ行って国民年金への加入手続をし、その後自宅に来る集金人に国民年金保険料を納めていた。その保険料の集金時、わら半紙のような紙(大きさはA4サイズの4分の1ぐらい)に領収印を押されたのを覚えている。

それなのに申立期間が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になって国民年金の加入手続をし、その後の国民年金保険料は集金人に納付したとしている。

しかし、申立人が所持する国民年金手帳記号番号が記された国民年金手帳は、昭和42年12月12日発行と記載されており、この年金手帳が発行された時点では申立期間の一部は、制度上、保険料を納付できない期間となる。

そこで、申立人に別の手帳記号番号が払い出された可能性について、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿の確認調査を行ったが、申立人の別の手帳記号番号の存在をうかがわせる事情等は見当たらなかった。

また、申立人の国民年金手帳には、昭和41年度の保険料を昭和43年1月5日に納付している領収証書^{ちようふ}が貼付されていることから、申立人は国民年金の加入手続をした時点において、既に未納の保険料があることを知り、その時点において納付可能な昭和41年度の保険料を過年度納付したものと考えられる。

さらに、申立人は申立期間当時、集金人にわら半紙のような紙に領収印を押してもらって保険料を納付したとしているが、保険料を徴収していたA市役所では、当時は国民年金手帳に印紙^はを貼って検認しており、申立人の陳述するような方法では保険料を集金していないとしている。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から50年3月まで

A市の広報で過去の未納保険料をさかのぼって納付できることを知り、昭和53年12月か54年1月ごろ、妻がA市役所で夫婦二人分の国民年金加入手続を行うとともに、夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。

現在の加入記録よりもさかのぼってまとめて納付したことは間違いないので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年12月又は54年1月ごろに国民年金加入手続を行うとともに、申立期間の国民年金保険料を申立人の妻がさかのぼってまとめて納付したとしている。

しかし、申立人の妻が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料は無く、申立人は申立期間の保険料納付に直接関与していないこともあって、当時における未納期間の最大限まででなく申立期間までさかのぼった事情や一括納付した金額を定かに覚えていない。

また、申立人の申立期間の保険料を納付したとされる申立人の妻も、さかのぼって納付した期間や納付額に関しての記憶は曖昧である。

さらに、申立人は、上述の加入時点において、過去にさかのぼって保険料を納付しなければ60歳到達前月までの納付月が年金受給要件である300月に満たないことから、現在の納付記録よりもさかのぼる期間の保険料を納付したとしているところ、申立人の納付記録をみると、昭和51年1月から53年3月までの分を過年度納付、50年4月から同年12月までの分を特例納付していることが確認でき、一括納付当時に現在の年金記録のとおり、年金受給権を得るに足る程度の保険料をさかのぼって納付したとしても不自然ではない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年4月から50年12月まで
A市の広報で過去の未納保険料をさかのぼって納付できることを知り、昭和53年12月か54年1月ごろ、私がA市役所で夫婦二人分の国民年金加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。
現在の加入記録よりもさかのぼってまとめて納付したことは間違いないので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年12月又は54年1月ごろに国民年金に加入するとともに申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付したとしている。

しかし、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料は無い上、当時における未納期間の最大限までではなく申立期間までさかのぼった事情や一括納付した金額に関する申立人の記憶は曖昧である。

また、申立人は、上述の加入時点において、過去にさかのぼって保険料を納付しなければ60歳到達前月までの納付月が年金受給要件である300月に満たないことから現在の納付記録よりもさかのぼる期間の保険料を納付したとしているところ、申立人の納付記録をみると、昭和51年1月から53年3月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、一括納付当時に現在の年金記録のとおり、年金受給権を得るに足る程度の保険料をさかのぼって納付したとみても不自然ではない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から47年3月まで

昭和36年に、母から国民年金の保険料は100円だからと加入を勧められ、母が国民年金の加入手続をし、保険料は私が支払っていた。申立期間中は、A市役所の人が集金に来ており、1年分の保険料を支払うとスタンプ帳のようなものに領収印を押してくれた。

保険料は最初100円だったが、その後は、母と私の保険料額が異なっていたのでどちらの保険料かはっきり覚えていないが、200円か250円、300円となり、年金手帳を集金人から手渡された昭和47年ごろは400円か450円になっていた。

ところが、昭和36年4月から47年3月までの期間が未納とされているのは納得がいけない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年に母が国民年金への加入手続をし、申立期間の国民年金保険料は申立人が毎年1年分を前納して支払っていたとしている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年5月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できるが、この手帳記号番号では申立期間の保険料を現年度に納付することはできない。

そこで、申立人に別の手帳記号番号が払い出された可能性について確認するため、社会保険事務所において手帳記号番号払出簿の確認調査を行い、また、氏名の別読みによる検索も行ったが、別の手帳記号番号の存在をうかがわせる事情等は見当たらなかった。

また、申立人は、1年分の前納保険料領収の確認方法については、スタンプ帳のようなものへの領収印であって年金手帳ではなかったとしているが、保険料を徴収していたA市では、当時は年金手帳を用いた印紙検認であったとしており、申立人の陳述とは符合しない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年6月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年6月から62年3月まで

私が母と一緒にA市役所で国民年金の加入手続を行った。その後、母が毎月必ず私の国民年金保険料を納めたはずである。

それなのに、申立期間の保険料が未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年に、国民年金の加入手続を行ったと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、その前後の番号の被保険者の手帳記号番号払出しの事務の処理日から、62年10月6日と推定される。

また、申立人は昭和62年3月まで大学生であったとしているところ、申立人の資格取得日はA市役所及び社会保険庁の記録により昭和62年4月1日であることが確認でき、申立期間は制度上、学生の任意加入期間に当たり、国民年金保険料を過年度納付することはできない期間である。

そこで、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された可能性について確認するため、社会保険事務所において、国民年金手帳記号番号払出簿の確認調査を行い、また、氏名の別読みによる検索を行ったが、別の手帳記号番号の存在をうかがわせる事情等は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料が納付されていたことを示す関連資料や納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から45年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から45年9月まで
当時、A市でB店をしており、市の集金人(女性)が毎月集金に来ていた。
昭和43年4月から45年9月までの間、一緒に店で働いていた妻の保険料だけ納付済みで私の分が未納とされているのは納得できないため、納付済みとして認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者台帳をみると、昭和47年1月にA市の納付勧奨を受け、申立人は受給資格を満たすために45年10月までさかのぼった期間の保険料を、一方、申立人の妻は同様に受給資格を満たすために43年9月までさかのぼった期間の保険料を、それぞれ47年1月に、特例納付を含む過年度納付により納付していることが確認できる。

また、当該被保険者台帳には、納付した期間に加えて納付額も記載されており、この額は夫婦がさかのぼって納付した期間の保険料額と一致することから、毎月集金人に納付してきたとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、申立人の陳述どおり現年度納付していたとした場合、申立期間については昭和42年4月ごろに払い出された最初の国民年金手帳番号により納付していたこととなる。この場合、申立期間に当たる43年9月から45年9月までの保険料を納付していた申立人が、今まで納付していたA市において、46年2月から同年6月までの間に新たに国民年金の加入手続を行うのは不自然である。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から44年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月から44年2月まで

私は昭和41年11月ごろ、A市役所で国民年金の加入手続をし、その場で国民年金手帳を受け取った。

申立期間の保険料については、毎回、自宅近くの金融機関（一度だけはA市役所内に設けられた金融機関の出張所）で納付していた。

当時の保険料額は、月1,500円程度であったと記憶している。

昭和50年ごろ、B市役所の職員により現在所持している「国民年金手帳」の資格取得年月日を41年12月19日から45年6月1日に、資格喪失年月日を44年3月10日から46年3月8日に訂正され、その時に大学生のころから納付の際に用いていたピンク色の年金手帳を取り上げられた。

申立期間について、納付記録が無く未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和41年11月ごろに国民年金の加入手続を行い、金融機関で保険料を納付していたにもかかわらず、未加入期間とされているとして申し立てている。

そこで、申立人の国民年金への加入時期をみると、申立人の所持する国民年金手帳の発行日から昭和45年6月18日であることが確認でき、この場合、申立期間のうち、41年12月から43年3月までの期間の保険料は、制度上納付することはできない。

また、申立期間当時、A市における保険料の収納方法は、国民年金手帳への印紙検認方式であったが、申立人は納付書により金融機関で納付していたと陳述している。

さらに、当時の保険料の月額は、100 円から 250 円までの間の金額であったが、申立人は、月額 1,500 円程度であったと陳述している。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性について、同払出簿の縦覧検索及び氏名の別読み検索を行ったが、別の手帳記号番号の存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から47年3月までの期間及び48年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和46年11月から47年3月まで
②昭和48年4月から49年3月まで

結婚後の昭和51年3月に父から年金手帳が送付され、これからは自分で保険料を納付するように言われた。このとき初めて両親が保険料を納付してくれていたことを知った。その後は自分で保険料を納付してきたが、申立期間については両親が保険料を納付してくれていたと思うので未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の年金手帳は、前後の任意加入被保険者の加入時期から昭和50年3月31日から同年4月3日までの期間に交付されていることが確認でき、この場合、申立期間については特例納付を含む過年度納付によることとなるが、申立人はさかのぼって納付したことは無いと陳述している上、両親がさかのぼって納付したことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

また、国民年金への加入手続及び申立期間に係る保険料の納付について、申立人は直接関与しておらず、申立人の国民年金への加入手続をし、保険料を納付していたとする両親は既に死亡しているため、当時の国民年金への加入状況、保険料の納付状況等は不明であり、ほかに汲むべき事情を見いだすこともできなかった。

さらに、申立人の所持する両親から渡されたとする年金手帳は三制度共通のものであることから、申立期間後の昭和49年度以降に発行されたものである上、49年度分については昭和50年4月30日に一括して現年度納付し、その後は納付日が不明な同年7月から同年9月までの期間を除き、期限内納付して

いることから、同年4月30日を保険料納付の始期とみるのが相当である。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性について、旧姓を含む氏名の別読み検索を実施したが、ほかの手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年4月から42年3月まで

母に年金への加入を勧められたこともあって、A市に住んでいた昭和39年4月ごろ、同じ社宅に居住し国民年金に任意加入していた方に女性の集金人を紹介してもらい、その集金人に加入手続をしてもらった。

加入手続後の昭和39年4月からB市に転居するまでの42年3月ごろまで、3か月ごとに加入手続をしてくれた女性集金人に300円を納付していた。

納付すると年金手帳よりも少し大きめの二つ折りの厚紙にA市のはんこを押印してくれていた。この厚紙は平成12年ごろまで所持していたが年金の給付を受けるようになり不要だと思って処分した。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年12月9日に国民年金任意加入被保険者となっていることが申立人の所持する国民年金手帳及び社会保険庁の記録から確認でき、任意加入の場合にはさかのぼって資格を取得することができないため、制度上、この年金手帳によっては申立期間の保険料を納付することはできない。

また、申立人は、現在所持している年金手帳よりも以前に別の年金手帳を所持したことは無く、申立期間の納付に際して、年金手帳よりも少し大きめの二つ折りの厚紙が用いられ、そこに集金人がA市のはんこを押印していたと陳述しているところ、A市ではこのような収納は行っていなかったとしている。

さらに、昭和39年4月から42年3月までの払出簿の縦覧確認及び類似氏名検索で別の手帳記号番号を調査しても別の手帳が払い出された形跡はみられなかった。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から49年12月まで

A市に住んでいた昭和36年4月ごろ、近所付き合いをしていた友人から、老後のために国民年金に加入していると聞き、私も市役所へ行って加入手続をした。

保険料は、私が市役所から毎月又は数か月ごとに集金に来ていた女性の集金人に支払っていた。

昭和48年にB市へ引っ越したが、転入届を提出した際に国民年金の手続も同時にしており、私の納付記録が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月ごろ、市役所で国民年金への加入手続をし、保険料は申立人が集金人に支払ってきたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金への加入状況をみると、申立人が所持する年金手帳から、昭和50年1月29日に任意加入していることが確認できるが、任意加入者は加入時点からさかのぼって保険料を納付することはできないため、申立期間の保険料は制度上納付することができない。

また、申立人は、これまでに所持していた国民年金手帳、保険料納付時の状況及び納付金額についての記憶が曖昧である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、氏名の別読み検索等を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から52年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月から52年10月まで

私は、昭和47年11月に厚生年金保険のある会社を辞めた時に、国民年金に加入することは義務であると思っていました。

国民年金保険料は3か月ごとに6,600円の現金を納付書に添えて金融機関の窓口で納付したことを覚えています。

申立期間について、なぜ保険料を納付していないことにされているのか納得できません。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険の資格を喪失した昭和47年11月に国民年金に加入し、以後、保険料を納付していたと申し立てている。

まず、申立人の国民年金への加入状況を見ると、申立人が所持する年金手帳から、昭和52年11月8日に任意加入していることが確認できるが、任意加入者は加入時点からさかのぼって国民年金保険料を納付することができないため、申立期間については、制度上保険料を納付することはできない。

また、申立人は現在所持している年金手帳以外に年金手帳を保有していた記憶は無いとしており、国民年金への加入手続及び保険料の納付方法についての記憶も曖昧である。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性について、旧姓を含め氏名の別読み検索等及び昭和47年11月から52年10月までの期間についての手帳記号番号払出簿の縦覧確認を行ったが、その存在をうかがわせる事情等も見当たらなかった。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたとことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年6月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月から38年3月まで

私は、中学校卒業後、A業の家に、そこの一人娘（現在の妻・年金記録確認を同時申立）と結婚して養子となる予定で住込みの就職をしました。その後、同じ家屋に暮らして仕事し、夫婦共に、B市から住所移動したことはありません。昭和40年10月に結婚しました。義父は金銭や制度に厳格な人で、毎月の給料からは、必ず年金の保険料や源泉徴収税などが、差し引かれていました。保険料などの支払いは、義父が、1年分の月数を記載した支払袋を各種支払いごとに、複数用意して布袋にまとめて鞆に入れていました。私は、事業所兼住宅の仕事場に居たので、集金人が来るたびに、その各種支払袋から支払いをしていました。集金人と世間話をしたこともあります。年金保険料の支払いに関しては、集金人が来る期間がまちまち（3か月から9か月ごとと記憶している）で、義父は来る期間が何か月も空くと、まだ来ないと言ってよく怒っていました。集金人は女性でした。保険料を支払ったら手帳に押印をしていました。私が、集金人に直接会っているし、義父は、制度に厳格で支払っていないことなど考えられない。妻が20歳になる前から、事業所で厚生年金保険に入るか検討したが、規模が小さかったので断念したことから、20歳になったら国民年金には加入させると義父は述べていましたし、夫婦共に、20歳から支払った記憶がある。

そして、特に、上記申立期間について私の妻の保険料は納付済みの記録となっているのに、私が未納とされているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に到達した昭和37年6月に国民年金に加入し、以後継続して保険料納付してきたと申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出時期をみると、昭和 38 年 10 月 30 日に記号番号が払い出されたことが同手帳記号番号簿により確認でき、払出時点において申立期間の保険料は、集金人に納付することができない過年度保険料となり、申立内容と符合しない。

また、申立人は、過年度保険料をまとめ払いした記憶が無いと陳述している。

さらに、B 市の国民年金被保険者名簿をみると、手帳記号番号払出後の最初の保険料納付日は、昭和 38 年 11 月 29 日であることが確認できるが、その際納付した保険料は同年 4 月から同年 8 月までの分であり、同日に納付した申立人の妻の保険料は同年 10 月から同年 12 月までの分となっていることから、申立人は、38 年 10 月に国民年金に加入し、同年 11 月に同年 4 月分までさかのぼって保険料納付したと考えることが自然である。

加えて、申立人に別の手帳記号番号が払い出された可能性について調査したが、申立人の記録は見当たらず、ほかに申立期間の保険料納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1445

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月から37年3月まで

私は、A業の家の、一人娘でした。後に結婚して（昭和40年10月）養子となる夫（年金記録確認を同時申立）と、昭和32年から、同じ家屋に暮らして仕事し、夫婦共に、B市から住所移動したことはありません。父は金銭や制度に厳格な人でした。父が、1年分の月数を記載した支払袋を各種支払いごとに、複数用意して布袋にまとめて集金人に支払いをしていました。年金保険料支払いに関しては、集金人が来る期間がまちまち（3か月から9か月ごとと記憶している）で、父は来る期間が何か月も空くと、まだ来ないと言ってよく怒っていました。集金人は女性でした。保険料を支払ったら手帳に押印をしていました。

私が20歳になる前に、事業所で厚生年金保険に入るか検討したが、規模が小さかったので断念したことから、私が20歳になったら国民年金には加入させると父は述べていましたし、夫婦共に、20歳から支払った記憶がある。

上記申立期間が、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に到達した昭和36年11月に国民年金に加入し、以後継続して保険料納付してきたと申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出時期をみると、昭和38年3月20日に記号番号が払い出されたことが同手帳記号番号簿により確認でき、払出時点において申立期間の保険料は、集金人に納付することができない過年度保険料となり、申立内容と符合しない。

また、申立人は、過年度保険料をまとめ払いした記憶が無いと陳述している。

さらに、B市の国民年金被保険者名簿をみると、手帳記号番号払出後の最初の保険料納付日は、昭和38年4月3日であることが確認できるが、その際納付した保険料は、37年4月から38年3月までの分（昭和37年度分）となっていることから、申立人は、昭和38年3月に国民年金に加入し、昭和37年度分の保険料を現年度納付できる期限となる38年4月にさかのぼって1年分の保険料を納付したと考えることが自然である。

加えて、申立人に別の手帳記号番号が払い出された可能性について調査したが、申立人の記録は見当たらず、ほかに申立期間の保険料納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から51年3月まで
私の妻は、申立期間の保険料をA金融機関B支店で納付書を使って毎月納付した。上記申立期間の記録が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和44年3月ごろに申立人の妻が国民年金加入手続きを行い、以後、妻が納付書により保険料を毎月納付したと申し立てている。

そこで、C市の国民年金被保険者名簿をみると、申立人は昭和54年2月27日、申立人の妻と同時に国民年金に加入したことが確認でき、申立内容と符合しない。

また、申立人は、加入時点において既に申立期間の保険料を納付することが制度上できず、昭和53年7月から55年6月までの期間実施されていた特例納付により申立期間の保険料をまとめ払いした記憶も無いと陳述している。

さらに、C市では、昭和50年3月まで集金人による印紙検認方式により国民年金保険料の徴収を行っていたことから、納付書により金融機関で保険料納付したとする申立内容と符合しない。

加えて、申立人の国民年金加入手続きを行ったとされる申立人の妻の記憶は曖昧であり、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の別の手帳記号番号が払い出された可能性について調査したが、申立人の記録は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から51年3月まで

私は、申立期間の保険料をA金融機関B支店で納付書を使って毎月納付した。上記申立期間の記録が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年4月ごろに申立人の父親が国民年金加入手続を行い、結婚(44年4月)までは父親が、結婚後は自分が納付書を使って毎月保険料を納付したと申し立てている。

そこで、C市の国民年金被保険者名簿をみると、申立人は昭和54年2月27日、申立人の夫と同時に国民年金に加入したことが確認でき、申立内容と符合しない。

また、申立人は、加入時点において既に申立期間の保険料を納付することが制度上できず、昭和53年7月から55年6月までの期間実施されていた特例納付により申立期間の保険料をまとめ払いした記憶も無いと陳述している。

さらに、C市では、昭和50年3月まで集金人による印紙検認方式により国民年金保険料の徴収を行っていたことから、納付書により金融機関で保険料納付したとする申立内容と符合しない。

加えて、申立人の国民年金の加入手続にかかる記憶は曖昧であり、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の別の手帳記号番号が払い出された可能性について調査したが、申立人の記録は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、結婚前にA市の実家で父と同居しており、正確な時期は覚えていないが、父から年金は大事だから加入手続きをしておいたと聞いていたので、国民年金制度発足当時、父が集金人を通じて国民年金の加入手続きを行ってくれたと思う。

私の住んでいた地区では、班長が集金人として3か月に1度ぐらい自宅に集金に来ていたので、最初から父が集金人を通じて保険料を納めていたと思う。当時の保険料は1か月100円だったと父から聞いたことがある。

58歳になったときに、B市役所で年金の見込み額を聞いたところ、申立期間について未納と言われたので60歳を過ぎてから任意加入して20か月分の保険料を納付した。

申立期間を納付済期間として認め、任意加入して支払った20か月分の国民年金保険料を返してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年ごろに、父親が集金人を通じて国民年金加入手続きを行い、以後、43年ごろまで父親が国民年金保険料を集金人に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人が所持する国民年金手帳をみると、昭和38年1月10日に発行されたものであることが確認でき、36年に加入手続きをしたとする申立内容と符合しない。

また、手帳発行時点において、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの保険料は過年度保険料となり、集金人に保険料を納付することはできず、申立人も父親が過去の未納保険料を集金以外の方法でまとめて納付したと

聞いた記憶も、自ら納付した記憶も無いと陳述している。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳の印紙検認記録欄をみると、昭和36年4月から37年3月までの期間については検認印の押印がなく、37年4月から38年3月までの期間については検認印の押印があるものの、検認印の日付は本来印紙検認が不可能である38年12月及び39年3月であることが確認でき、申立人が申立期間当時居住していたA市の被保険者名簿に記載されている昭和38年度の保険料収納日と一致していることが確認できた。このことにつき、A市は、同年度の保険料納付について集金人が申立人の国民年金手帳の37年度印紙検認記録欄に誤って検認印を押印した可能性が高いと説明している。

加えて、申立人は、申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

以上のことから、申立人の国民年金手帳に記載されている昭和37年4月から38年3月までの期間の検認印については、集金人の過誤により押印されたものであり、同期間は未納であったと考えるのが相当である。

また、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの保険料を集金により現年度納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された可能性について調査したところ、申立人の記録は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年2月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年2月から61年3月まで

私は、会社勤務の時は厚生年金保険に加入すること、家庭に入ってから国民年金に加入しなければならないことが国民の義務であり責任でもあると教えられてきた。そのこともあって、会社を昭和60年2月に退職後、国民年金の加入手続をA市役所で行い、A市役所の窓口で1年間分の国民年金保険料25,000円ぐらいをまとめて納付した。

しかし、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年2月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、市役所の窓口で国民年金保険料を納付したとしている。しかし、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、62年1月ごろで、申立人は、61年4月1日にさかのぼって第3号被保険者資格を取得しており、陳述とは符合しない。

また、申立期間は、厚生年金保険被保険者である夫の配偶者であり、国民年金の未加入期間であることから、制度上、申立期間の保険料を納付することはできない。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている可能性について、複数の氏名別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当らなかった。

加えて、申立人が申立期間について、国民年金保険料をまとめて納付したとする金額は、必要とされる実際の保険料とは大きく異なっており、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から46年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から46年4月まで

昭和38年9月ごろA市で、妻が、近所の人に国民年金への加入を勧められたことから私の国民年金の加入手続をし、以降、集金人に国民年金保険料を払っていた。

昭和42年7月にB市に転居し、同市で妻も国民年金に加入し、以降、妻が集金人に夫婦二人分の保険料を納付していた。

申立期間は、妻の保険料は納付済みになっているのに、私の分が未納とされており、妻が自分の保険料だけを納付することは考えられない。

申立期間の保険料は納付しているはずなので、納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付はすべて申立人の妻が行っており、自身は保険料の納付に関与していなかったとしている上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻は、国民年金の加入手続及び納付額についての記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和42年7月にA市からB市に転居し、その後の43年7月にB市からC市に転居しているが、申立人に係る被保険者名簿は44年3月にD社会保険事務所に移管された後、45年3月に不在決定されていることが社会保険事務所の記録により確認できる。

さらに、B市の申立人に係る国民年金被保険者名簿には「45.3不在」と、また、C市の申立人に係る同名簿には「48年度職権転入」とそれぞれ記されていることが確認でき、申立人は転居に際して国民年金の住所変更手続を行っていないことがうかがえる。このことから、申立人は、転居に際して国民年金に係る所定の住所変更手続を行わなかったために、申立期間の国民年金保

険料を納付できなかったものと推定できる。

加えて、申立期間の保険料納付を示す関連資料（家計簿等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年11月までの期間及び41年4月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年11月まで
② 昭和41年4月から45年3月まで

国民年金制度ができた昭和36年4月から国民年金保険料を納付していた。国民年金保険料は、加入当初から自宅に来たA会の集金人に、夫婦二人分を私が納付していた。

社会保険庁の収納記録では、昭和36年4月から40年11月までの期間及び41年4月から45年3月までの期間が申請免除期間とされているが、免除を申請したことはなく、申立期間については保険料を納付していた。

申立期間当時に住んでいた所で私と同じように国民年金保険料を納付していた「B」という人がいるので、その人の納付記録を参考にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の制度が発足したときから、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していたと陳述しているところ、C市の被保険者名簿及び社会保険事務所の特殊台帳双方ともに申立期間は、夫婦共に申請免除となっている。

また、申立人は、免除申請を行った記憶は無いとしているが、免除期間について追納された記録が有るなど、申立人の陳述に不自然な点がみられる。

さらに、申立人は、保険料の納付は自ら行ったが、加入手続等は夫が行っており、国民年金に係る諸手続に関与していないとしているところ、申立人の夫は既に死亡しており、国民年金に係る諸手続の詳細は不明である。

加えて、申立人が、申立期間において、申立人と同じような方法で国民年金保険料を集金人に納付していたとされる者は、「申立期間当時、私の家と申立

人の家は近所であったが、私自身の国民年金保険料の納付方法及び集金人についての記憶は定かでない。」としており、申立人の陳述内容を裏付けるには至らなかった。

このほか、申立期間の保険料納付を示す関連資料は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から49年12月まで

市役所の側でA店を営んでいた昭和52年の初めごろ、店に来た市役所の職員から、「今なら10万円払い込んだら、国民年金が10年さかのぼって支払ったことになるから得ですよ。」と勧められた。それで、夫婦二人分の保険料として計20万円を金融機関で下ろした上で、市役所国民年金課へ行き、夫婦の国民年金加入手続を行うとともに、持参したお金で国民年金保険料を10年さかのぼって、店で加入を勧めた職員に納付した。そのときに、年金手帳は交付されたが、領収書は交付されなかったので確認すると、「年金手帳が証明書です。」と言われたので信じていた。

それにもかかわらず、保険料が未納とされていることに納得がいかない。申立期間については納めているので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年の初めごろに市役所国民年金課で夫婦二人の国民年金加入手続を行い、その場で10年さかのぼった夫婦二人分の国民年金保険料20万円を納付したとしている。しかし、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、52年1月に夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この手帳記号番号によっては、申立期間は、制度上、特例納付による以外は保険料を納付することができない期間であるが、保険料をさかのぼって納付したとする同年1月ごろは特例納付が実施されていない時期である。

また、申立人は、申立期間の保険料を市役所年金課窓口で納付したとしているが、市では過年度保険料を市で収納することは無いとしており、申立人の陳述とは符合しない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関係資料は無く、このほか、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年7月から49年12月まで

市役所の側でA店を営んでいた昭和52年の初めごろ、店に来た市役所の職員から「今なら10万円払い込んだら、国民年金が10年さかのぼって支払ったことになるから得ですよ。」と勧められた。そこで、夫婦二人分の国民年金保険料として計20万円を金融機関で下ろした上で、夫が市役所国民年金課へ行き、夫婦二人の国民年金加入手続を行うとともに、持参したお金で保険料を10年さかのぼって、店で加入を勧めた職員に納付した。そのとき、年金手帳は交付されたが、領収書は交付されなかったため、夫が確認すると、「年金手帳が証明書です。」と言われたので信じていたとしている。

それにもかかわらず、保険料が未納とされていることに納得がいかない。申立期間については納めているので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が昭和52年の初めごろに市役所国民年金課で夫婦二人の国民年金加入手続を行い、その場で10年さかのぼった夫婦二人分の国民年金保険料20万円を納付したとしている。しかし、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、52年1月に夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この手帳記号番号によっては、申立期間は、制度上、特例納付による以外は保険料を納付することができない期間であるが、保険料をさかのぼって納付したとする52年1月ごろは特例納付は実施されていない時期である。

また、申立人は、その夫が申立期間の保険料を市役所年金課窓口で納付したとしているが、市では過年度保険料を市で収納することは無いとしており、申立人の夫の陳述は符合しない。

さらに、申立人の夫が申立期間の保険料を納付したことを示す関係資料は無く、このほか、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1454

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年12月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月から40年3月まで

昭和37年11月に会社を退職した時、母が、国民年金は強制なので加入しないといけないと言って、私の国民年金加入手続を行った。その当時に、国民健康保険と国民年金と同時に加入したと母に言われた記憶がある。

私の国民年金保険料は、母が自分自身の分と併せて集金人に納付していた。実家の家業は順調であったので生活も苦しくなく、国民年金だけ加入しないということはない。

申立期間については納めているはずなので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の母親が納付していたとしているところ、その母親が、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立人自身は保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入及び保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年10月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できるが、この払出日においては、申立期間の保険料は現年度納付することができず、また、申立期間のうち、37年12月を除く期間については、制度上過年度納付は可能であるが、申立人は保険料をさかのぼって納付したことは無いとしている。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている可能性について、国民年金手帳記号番号払出簿の内容確認や複数の氏名別読み検索などを行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から47年1月までの期間、同年2月から50年3月までの期間、並びに同年4月から54年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年12月から47年1月まで
② 昭和47年2月から50年3月まで
③ 昭和50年4月から54年2月まで

昭和44年12月、夫の転勤でA県から移り住んだB市役所（若しくはC支所）において、職員から国民年金を勧められ任意加入した。そのとき、国民年金手帳は交付されなかったため、国民年金保険料は専ら市が発行した納付書により市役所（若しくはC支所）で納付した。

その後、夫の転勤により、昭和47年2月にB市からD市に、さらに50年4月にD市からE市に転居したが、その都度、役所で手続きを行い、保険料は送付されてきた納付書により、D市では市役所（若しくは支所）で、E市では金融機関で納付した。しかし、年金手帳については、いずれの役所でも所持を尋ねられたり、交付された記憶は無く、保険料は納付書で納付できていることから、特に気に留めることなど無かった。

平成13年2月に夫が退職に伴う諸手続きをすべくF市役所に出向いた際に年金窓口立ち寄ったところ、その窓口の職員がコンピューターを見ながら、「奥さんは若い時から掛けているので、沢山もらえますよ。」と夫に説明をしてくれたということ、私は夫から聞かされた。

夫は、平成17年に亡くなったが、F市役所で受けた説明を「妻の年金」と題するメモで残しており、それには、「昭和44年より国民年金加入」と記されていることから、平成13年当時のF市のコンピューター上では、私の保険料は昭和44年から納付済みの記録になっていたのだと思う。

私の記憶と夫のメモ等により、年金記録を再度精査していただき、昭和54年3月からと記録されている私の国民年金加入期間を、44年12月からに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年3月17日に任意加入被保険者資格を取得しているが（G社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出日は、同年5月2日付け）、申立期間①、②及び③は、いずれもこの資格取得日より前の期間であり、国民年金未加入期間に当たるため、保険料を納付することは制度上できず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている可能性について、複数の氏名別読み検索などを行ったが、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

また、申立人は、「妻の年金」と題された亡夫作成（平成13年2月23日作成）のメモに、「昭和44年より国民年金加入」、「付加年金（プラス400円）」、「S44よりプラス400円支払い」と記されていることから、夫婦が結婚した昭和44年から国民年金に加入し、付加保険料も納付していた証拠であるとして、付加保険料制度の発足は45年10月であり、またその当時の付加保険料は350円であることから、申立てとは符合しない。

さらに、上述のメモには、夫の厚生年金適用事業所退職後、申立人は国民年金強制加入被保険者となるが、申立人が満60歳の資格の喪失まで定額保険料のみを納付し65歳から年金を受け取った場合の試算額と解される「56万4,000円」という字句が記されている。この56万4,000円については、昭和54年3月から満60歳で資格を喪失する平成18年5月まで（327か月、付加保険料納付期間は54年3月から61年3月までの85か月）の保険料を納付した場合における年金試算額「56万4,800円」に近い額である。一方、申立期間①、②及び③の計111か月を加えた計438か月で試算した場合の年金額は、付加保険料納付期間を社会保険庁の記録のとおり85か月としても、「75万800円」となり、当該メモの数字とは大きく相違する。このことから、当該メモの「昭和44年より国民年金加入」との記載については、申立人の国民年金加入記録が44年から有ることを示しているとは言えない可能性が高い。

加えて、申立人は、国民年金加入手続については、夫の転勤に伴いA県から移り住んだB市において行い、その時期は、はっきりした月日こそ思い出せないものの、娘を連れてB市役所（若しくはC支所）に出向いたときに、市職員から任意加入を勧められたことを記憶している^{あいまい}としているが、その娘が生まれたのは昭和45年9月であるなど申立人の記憶は曖昧であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）も無く、ほかに申立期間①、②及び③の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月から4年12月までの期間、5年2月、同年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年7月から4年12月まで
② 平成5年2月
③ 平成5年6月及び同年7月

平成3年7月にA社を退職した際、私は国民年金の加入手続をしていないのに、市役所から国民年金の納付書が届いた。納付書には国民年金保険料額が「1万3,300円」と記載されていたことを鮮明に覚えている。当時、親元で暮らしているとはいえアルバイトで生計を立てている身には高額に感じたので、市役所に電話をして事情を話したところ、「病気でもない限り納付していただきます。」と言われたので、頑張って納付書により金融機関で保険料を納付した。

その平成3年の確定申告を行うべく、4年3月に税務署に行ったところ、対応してくれた税理士が、「国民年金保険料も控除の対象になりますよ。」と教えてくれた。この時は初めて自ら行った確定申告であったので記憶が鮮明で、申告の用紙にも「1万3,300円」の記載があったことを覚えている。国民年金保険料額は申立期間②及び③についても同じ1万3,300円だったと思う。

また、私の名前「B」は「C」と読むのが正しいが、よく「D」、「E」と読み間違えられるため、社会保険庁においても読み間違いが原因で、私の年金記録が宙に浮いているのではないかと心配している。

このままでは納得がいかないなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職した平成3年7月から、国民年金保険料を納付書によ

り遅滞なく現年度納付してきたが、それまでに申立人及びその父母も、申立人の国民年金加入手続をしたことは無いとしている。そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しについてみると、申立人の手帳記号番号は6年9月30日ごろに払い出され、そのときに第1号被保険者資格を5年10月29日にさかのぼって取得していることが社会保険庁の記録により確認できる。このことから、申立期間①、②及び③は、国民年金被保険者資格取得日より前の期間であり、国民年金未加入期間に当たるため、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が鮮明に記憶しているとする申立期間①、②及び③の保険料額は、当時の保険料額と異なり、平成10年4月から17年3月までの期間の保険料の額に等しく、申立人の陳述とは符合しない。

さらに、申立人は、名前の「B」を、正確な「C」ではなく、「D」、「E」とよく読み間違えられるため、社会保険庁の記録でも読み間違いが原因で、申立人の年金記録が宙に浮いているのではないかとしていることから、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている可能性について、複数の氏名別読み検索などを行ったが、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人が平成4年3月に行ったとする確定申告については、申立人及び税務署の双方とも資料を保管しておらず、そのほかにも、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から51年3月までの期間及び57年4月から63年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年12月から51年3月まで
② 昭和57年4月から63年12月まで

昭和44年12月以降、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を市役所又は金融機関の窓口で納付しており、滞納せずに支払ったはずである。納付金額は覚えていないが、毎月納付していた。

以上の事情にかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間①及び②の中間年である昭和54年分と平成13年分の所得税の確定申告書控えを保有しており、当該申告書控えを見ると、社会保険料として国民年金保険料が控除されたことが記載されており、記載された国民年金保険料額は当時の制度状況におおむね一致している。

しかしながら、申立人は、昭和44年12月以降、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を市役所又は金融機関の窓口で納付していたと申し立てているが、A市では昭和47年度末まで印紙検認方式による保険料収納を行っており、申立人の保有する国民年金手帳を見ると、申立期間①のうち、昭和44年12月から48年3月までの印紙検認欄に検認印が押されていない。

また、保険料の納付を担っていたとする申立人の妻の納付記録をみると、申立期間①のうち、昭和48年4月から51年3月までの保険料は未納とされている。

さらに、申立人の特殊台帳を見ると、未納とされている昭和48年4月から49年3月までの期間及び50年4月から51年3月までの期間の保険料につい

て、49年及び53年に催告を受けた記録が確認できるが、申立人は国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付したことは無いと陳述している。

次に、申立期間②についてみると、申立人は、妻が夫婦二人分の保険料を納付したと申し立てているが、申立人の妻の納付記録をみても、申立人と同様に未納とされている。また、申立人の特殊台帳を見ても、申立期間①と同様、昭和56年1月から同年3月までの期間、同年10月から57年3月までの期間及び同年4月から58年3月までの期間の保険料について、それぞれ56年、57年及び58年に催告を受けた記録がみられるが、申立人は保険料をさかのぼってまとめて納付したことは無いと陳述している。

加えて、申立人は、保険料の納付は妻が行ったとして納付にほとんど関与していないほか、保険料を毎月納付していたと陳述しているが、申立期間のうち、昭和62年3月までは、原則として保険料収納単位は3か月であるなど保険料納付に関する記憶は曖昧^{あいまい}であり、申立人から保険料の納付をめぐる事情を汲み取ろうとしても新たな事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から51年3月までの期間及び57年4月から63年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から51年3月まで
② 昭和57年4月から63年12月まで

昭和47年に国民年金に加入して以降、私が夫婦二人分の国民年金保険料を市役所又は金融機関の窓口で納付しており、滞納せずに支払ったはずである。納付金額は覚えていないが、毎月納付していた。

以上の事情にかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間①及び②の中間年である昭和54年分と平成13年分の所得税の確定申告書控えを保有しており、当該申告書控えを見ると、社会保険料として国民年金保険料が控除されたことが記載されており、記載された国民年金保険料額は当時の制度状況におおむね一致している。

しかしながら、申立人は、昭和47年に国民年金に加入して以降、夫婦二人分の国民年金保険料を市役所又は金融機関の窓口で納付していたと申し立てているが、申立人の夫の納付記録をみても、申立期間①の保険料は未納とされている。

また、申立人の特殊台帳を見ると、未納とされている昭和48年4月から49年3月までの期間及び同年4月から50年3月までの期間の保険料について、49年及び53年に催告を受けた記録が確認できるが、申立人は国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付したことは無いと陳述している。

次に、申立期間②についてみると、申立人は、夫婦二人分の保険料を納付したと申し立てているが、申立人の夫の納付記録をみても、申立期間②の保険料

は未納とされている。また、申立人の特殊台帳を見ても、申立期間①と同様、昭和56年1月から同年3月までの期間、同年10月から57年3月までの期間及び同年4月から58年3月までの期間の保険料について、それぞれ56年、57年及び58年に催告を受けた記録がみられるが、申立人は保険料をさかのぼってまとめて納付したことは無いと陳述している。

さらに、申立人は、保険料を毎月納付していたと陳述しているが、申立期間のうち、昭和62年3月までは原則として保険料収納単位は3か月であり、申立内容と一致しないほか、申立人から保険料納付をめぐる事情を汲み取ろうとしても、新たな事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年8月から平成元年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年8月から平成元年7月まで

私は、昭和61年8月に会社を退職後、A店を家族で経営していた。1、2年後、商売が軌道に乗り始めたころに、母親から国民年金保険料の納付についてアドバイスを受け、妻に、国民年金保険料をさかのぼって納付するように依頼した。妻が、平成元年8月にB市役所の窓口で、手書きの納付書で私の国民年金保険料を2年分、妻の保険料を1年分さかのぼって納付した。妻が納付済みとされているのに、私の分だけ申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳記号番号払出以降の国民年金保険料を完納しており、申立人の申立期間の保険料を納付していたとする申立人の妻も保険料を完納している。

また、申立人は、申立人の妻が平成元年8月に市役所の窓口で夫婦二人分の保険料をさかのぼって納付したと申し立てている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年8月に払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号によっては、制度上申立期間の国民年金保険料を過年度納付することができない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された記録は見当たらなかった。

さらに、申立人は、保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料について、納付を行った事情等を汲み取ろうとしても、新たな事情等を見いだすことはできなかった。

加えて、申立人の納付記録をみると、国民年金手帳記号番号が払い出された

平成3年8月時点でさかのぼって納付が可能な元年8月分までの保険料を過年度納付しており、また、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は元年9月に払い出されているが、その時点でさかのぼって納付が可能な昭和63年1月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、申立内容と符合する。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、昭和47年7月から50年6月までの期間及び同年10月から54年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年7月から50年6月まで
② 昭和50年10月から54年9月まで

私たち夫婦は、昭和45年12月に結婚したのを契機として、夫婦二人一緒に国民年金加入手続を行い、46年4月から集金人またはA市役所で、夫婦二人分の保険料を私の妻が納付してきた。

申立期間当時、自営業を営んでおり、帳簿の記帳や確定申告事務を会計事務所に依頼し、毎年、国民年金保険料の領収証書を担当の税理士に提出していたので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、昭和45年12月に夫婦連番で払い出されており、申立期間を除き46年4月以降60歳に至るまでの国民年金保険料をすべて納付しており、夫婦の保険料納付状況はほとんど同じである。

しかしながら、申立人は、申立人の妻が昭和46年4月から集金人またはA市役所で夫婦二人分の保険料を納付してきたと申し立てているが、申立人の妻の納付記録をみると、申立期間の保険料は未納とされている。

また、申立人及びその妻の国民年金手帳の印紙検認記録欄を見ると、昭和47年7月から48年3月までの期間は、検認印が押されていないほか、社会保険庁の記録をみると、申立人は、52年に催告された記録が確認できることから、当時保険料の未納期間が存在したものと考えられる。

さらに、申立人の保険料の納付は申立人の妻が担っており、申立人は関与しておらず、その妻に納付状況等を聴取しても具体的な陳述は得られなかった。

加えて、申立期間は7年と長期間であり、行政の事務的過誤がこれだけ続く

とは考え難い。

このほか、申立人及びその妻が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月から53年12月まで

昭和50年7月に会社を退職後、両親から国民年金に加入するよう強く言われたため、市役所で国民年金の加入手続をした。申立期間当時、私は家業の手伝いをしており、父は厚生年金保険、母は国民年金の保険料をきちんと納めていたため、私も当然のことと思い3か月ごとに納付書を使用して金融機関で保険料を納めていた。

私の年金手帳には、国民年金加入記録が昭和50年7月1日から63年3月1日までと記入されていることから、その期間はきちんと保険料を納めているはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者期間を除き、申立期間以外の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の特殊台帳を見ると、昭和54年4月から60年3月までの保険料を現年度納付していることが確認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年3月10日に払い出されており、この手帳記号番号によっては、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することはできず、申立期間のうち、50年7月から51年12月までの保険料は、制度上過年度納付することもできない。

そこで、申立期間の保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出状況について、手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、その存在をうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人が保有する年金手帳には、昭和50年7月1日から国民年金に加入したと記録されているが、これは、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失し、国民年金に新たに強制加入とされた日付を示しているものであり、

保険料納付を開始した記録では無い。

加えて、申立人は、国民年金加入手続を行った時期、納付金額についての記憶は明確でなく、また、国民年金加入手続を強く勧めていたとする申立人の両親は他界しており、申立人から保険料納付をめぐる事情を汲み取ろうとしても新たな事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月から42年3月まで

昭和42年ごろに自宅に市役所の人に来て、結婚したら国民年金に加入しないといけないと言われて、夫が私たち夫婦二人の国民年金加入手続を行った。その後、夫が、結婚した昭和41年3月までさかのぼって夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと聞いていたのに、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、昭和43年12月11日に夫婦連番で国民年金手帳記号番号の払出しを受けて以降、夫婦共に国民年金保険料をすべて納付している。

また、昭和43年度は市役所において、適用特別対策事業として国民年金の未加入者に勧奨文を送り、集金人が加入促進をしていたことが確認されており、申立内容とおおむね符合する。

さらに、申立人は、申立人の夫が昭和41年3月までさかのぼって夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと申し立てているが、申立人及びその夫の納付記録をみると、昭和42年度分の保険料が過年度納付されていることが確認できるものの、申立人の夫についても、申立期間の保険料は未納とされている。

加えて、申立人は、保険料の納付に一切関与しておらず、保険料の納付を担っていたとする申立人の夫も、さかのぼって納付した記憶はあるものの具体的な時期や期間についての記憶は曖昧であり、申立人及びその夫から申立期間に係る保険料を納付した事情等を汲み取ろうとしても、新たな周辺事情等は見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

昭和36年4月から38年3月までの期間について、国民年金保険料を納付した事実は確認できなかったとの回答をもらったものの、A市で暮らしていた当時は、3か月に一度の割合で、市役所の集金人に母親が納付していた。

また、年金手帳の昭和36年度及び37年度の国民年金印紙検認記録欄と記された頁には、それぞれ割印が押ししており、昭和36年4月から38年3月までの期間が未納とされているのは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料については、申立人の母親が3か月に一度の割合で、市の集金人に現年度納付していたと申し立てている。

そこで、申立人所持の年金手帳をみると、申立期間直後の昭和38年度分の印紙検認記録欄には、3か月毎の検認印が押されており、3か月に一度の割合で現年度納付していたとする申立人の陳述と符合する。

一方、申立期間について同年金手帳をみると、昭和36年度及び37年度のいずれの印紙検認記録欄にも現年度納付した場合に押されるべき検認印が認められない。

また、申立人が納付を主張する割印の処理について、市では、納付を意味するものではなく、翌年度の4月末までに年金手帳への印紙検認されなかった場合、これ以後は、その年度分の保険料は現年度納付されなかったとして、割印し、印紙検認台紙を切り離すと陳述している。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、氏名検索のほか、当時の居住地を管轄する社会保険事務所において、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧確認を行うも、その存在をうかがわせる事情は

見当たらなかった。

加えて、申立人本人は、保険料納付に直接関与しておらず、納付金額に関する記憶も定かではない。

このほか、申立人の申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から50年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から50年7月まで

A市役所で国民年金に加入したとき、昭和36年4月から50年7月までの保険料をまとめて市役所で納めた記憶がある。市役所の人に「これで100%の年金が受けられますよ」と聞いたことを今でも覚えています。しかし、36年4月から50年7月までの期間が未納とされていることに納得がいかない。また、まとめて納めた時期や納めた金額は、昔のことで覚えていません。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、市役所で国民年金に加入したとき、昭和36年4月から50年7月までの保険料をまとめて納めたと申し立てている。

そこで、申立人の年金加入資格記録をみると、昭和50年8月28日に初めて国民年金に加入し任意加入の資格を取得していることが、申立人所持の年金手帳の記録及び社会保険庁の加入資格記録から確認できる。この場合、申立期間は未加入期間となるため制度上、申立期間の保険料を納付することはできない。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、別読み及び旧姓を含む氏名検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人は、保険料の納付時期や納付金額に関する記憶が定かではないほか、申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年11月から43年2月までの期間及び昭和44年3月から45年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年11月から43年2月まで
② 昭和44年3月から45年8月まで

昭和40年11月にA社を退職後、その年より国民年金に加入しました。集金の方が家にいられていたため支払っていました。当時の保険料は1か月900円位であったと思います。当時の領収書は残っていませんが納めていたことは事実です。

B社会保険事務所より記録を取り寄せたところ、記録が掲載されておらず納得がいきません。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年11月にA社を退職後、その年より国民年金に加入し保険料を納めてきたと申し立てている。

そこで、申立人の最初の国民年金加入資格記録をみると、申立期間②直後の昭和45年9月19日に任意加入していることが社会保険庁の記録から確認できる。この場合、申立期間①及び②は未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、別の手帳記号番号による納付の可能性について確認するため、別読み及び旧姓を含む氏名検索のほか、当時の居住地を管轄する社会保険事務所において昭和39年1月から43年3月までの期間及び44年3月から45年8月までの払出簿の内容を調査したが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年3月まで

昭和48年3月に結婚後、妻の妊娠を契機に、同年4月に国民健康保険に加入の際、市の担当者から国民年金の同時加入を勧められ、夫婦二人で加入した。その後、同年11月に長女、50年1月に長男が誕生し、いずれも国民健康保険から出産一時金7万円前後をもらい、企業保険の出産一時金の約半分だった事を記憶している。

申立期間の保険料の納付は、夫婦二人分を町内のA会の役員さんが、毎月集金に來られて、納めていた。具体的な納付金額については、定かではないが、月額700円か800円ぐらいだったと思う。領収書については集金の方から3か月毎に受け取ったが紛失した。

国民年金手帳は年金請求時にB市役所に預けたので、手帳は現在手元に無い。

昭和48年4月から50年3月まで、夫婦二人で同時に加入し、夫婦二人分をA会の集金の方に納めていたのに、夫婦二人とも未納とされているのは納得できない。夫婦二人分の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、国民健康保険に加入の際、市の担当者から国民年金の同時加入を勧められ、昭和48年4月に国民健康保険と同時に夫婦二人で国民年金に加入したと申し立てている。

そこで申立人夫婦の加入手続時期をみると、B市の被保険者名簿から、夫婦二人とも昭和50年8月29日に手続がなされ、夫婦連番で手帳記号番号が払い出されていることが確認できる。この場合、48年4月に夫婦で同時加入したとする申立人の陳述とは符合しない。国民年金と同時加入したとする国民健康

保険についても、給付資格年月日が国民年金の加入手続と日同日の50年8月29日であることが、申立人の国民健康保険被保険者証から確認でき、この点についても申立人の陳述とは符合しない。

また、加入手続時点で申立期間は過年度納付期間となるが、当時、B市ではA会による集金人制度は存在したものの過年度保険料は取り扱っていなかったことから、A会の集金人に納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、申立人の妻も同一期間の国民年金保険料が未納となっているが、国民年金の事務処理は、被保険者毎に管理されるものであり、行政側が夫婦共に同一期間について繰り返して事務処理上の誤りを行ったとは考え難い。

加えて、別の年金手帳による納付の可能性を確認するため、各種の氏名検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料について、納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年3月まで

昭和48年3月に結婚後、私の妊娠を契機に、同年4月に国民健康保険に加入の際、市の担当者から国民年金の同時加入を勧められ、夫婦二人で加入した。

その後、昭和48年11月に長女、50年1月に長男が誕生し、いずれも国民健康保険から出産一時金7万円前後をもらい、企業保険の出産一時金の約半分だった事を記憶している。

申立期間の保険料の納付は、夫婦二人分を町内のA会の役員さんが、毎月集金に來られて、納めていた。具体的な納付金額については、定かではないが、月額700円か800円ぐらいだったと思う。領収書については集金の方から3か月毎に受け取ったが紛失した。

国民年金手帳は年金請求時にB市役所に預けたので、夫の手帳は現在手元に無い。

昭和48年4月から50年3月まで、夫婦二人で同時に加入し、夫婦二人分の保険料をA会の集金の方に納めていたのに、夫婦二人共に未納とされているのは納得できない。夫婦二人分の記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、国民健康保険に加入の際、市の担当者から国民年金の同時加入を勧められ、昭和48年4月に国民健康保険と同時に夫婦二人で国民年金に加入したと申し立てている。

そこで申立人夫婦の加入手続時期をみると、B市の被保険者名簿から、夫婦共に昭和50年8月29日に手続がなされ、夫婦連番で手帳記号番号が払い出されていることが確認できる。この場合、48年4月に夫婦二人で同時加入した

とする申立人の陳述とは符合しない。国民年金と同時加入したとする国民健康保険についても、給付資格年月日が国民年金の加入手続日と同日の50年8月29日であることが、申立人の国民健康保険被保険者証から確認でき、この点についても申立人の陳述とは符合しない。

また、加入手続時点で申立期間は過年度納付期間となるが、当時、B市ではA会による集金人制度は存在したものの過年度保険料は取り扱っていなかったことから、A会の集金人に納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、申立人の夫も同一期間の国民年金保険料が未納となっているが、国民年金の事務処理は、被保険者毎に管理されるものであり、行政側が夫婦共に同一期間について繰り返して事務処理上の誤りを行ったとは考え難い。

加えて、別の年金手帳による納付の可能性を確認するため、各種の氏名検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料について、納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの期間、53年1月から54年3月までの期間及び59年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和53年1月から54年3月まで
③ 昭和59年4月から同年6月まで

私は、昭和33年にA駅前で店を開業して以来、平成16年まで堅実に事業経営してきた。税金にしろ、社会保険料にしろ、支払義務のあるものを滞納したことは一度も無い。

私は、Aの各種組合長を歴任しており、人柄や金銭感覚などは当時関係のあった方々に聞いていただければ分かるはずである。

特に、社会保険庁の記録では昭和53年1月から同年3月までの期間が免除とされているそうであるが、そのころは商売も順調で、免除などと考えるはずもなく、免除の申請もしていない。

申立期間を通じて、集金人が来ていた記憶も無いし、私も妻も金融機関に行った記憶も無いので、口座振替ではないかと思う。申立期間が免除や未納とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を通じて、国民年金保険料を口座振替で納付してきたのではないかと思うとしており、当時の具体的な納付状況等の記憶は定かではないと陳述しているほか、免除申請の記憶も無いと申し立てている。

そこで、申立人夫婦の納付記録をみると、申立人の昭和53年1月から同年3月までの免除期間を除き、夫婦同一であることが確認でき、申立人の妻も申立期間①②③は未納となっている。

また、申立人夫婦の手帳記号番号払出時期をみると、申立人については昭和

36年4月に払い出されている一方、申立人の妻については40年5月に払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、夫婦同一の納付形態からすると、申立人の妻の手帳記号番号が払い出された昭和40年度から夫婦二人同時に保険料納付がはじまったとみるのが自然であり、申立期間①について納付があったとは考え難い。

さらに、申立人夫婦の特殊台帳の記録をみると、昭和49年度及び53年度の欄に未納の催告を行ったことを示すゴム印が認められ、昭和50年1月から同年3月までの期間及び同年10月から51年3月までの期間の保険料を51年12月に過年度納付したことが確認できることから、49年ごろから申立期間②にかけて申立人夫婦の納付状況が不規則となっていることがうかがえるほか、申立期間③の3か月後である59年10月から同年12月までの期間についても未納後に過年度納付を行っていることが分かる。

加えて、申立人に各申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

なお、申立人の昭和53年1月から同年3月までの期間が申請免除となっていることに関して、申立人は、免除申請手続きを行っていないと申し立てており、また、申立人の妻の同期間は免除の記録が無いことから、当時、申立人又は行政側に何らかの事情が介在していたものと考えられるが、当時の関連資料が無いため実情は不明である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの期間、53年1月から54年3月までの期間及び59年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和53年1月から54年3月まで
③ 昭和59年4月から同年6月まで

私の夫は、昭和33年にA駅前で店を開業して以来、平成16年まで堅実に事業経営してきた。税金にしろ、社会保険料にしろ、支払義務のあるものを滞納したことは一度も無い。

私の夫は、Aの各種組合長を歴任しており、人柄や金銭感覚などは当時関係のあった方々に聞いていただければ分かるはずである。

申立期間期間を通じて、集金人が来ていた記憶も無いし、私も夫も金融機関に行った記憶も無いので、口座振替ではないかと思う。申立期間が未納とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を通じて、国民年金保険料を口座振替で納付してきたのではないかと思うとしており、当時の具体的な納付状況等の記憶は定かではないと陳述している。

そこで、申立人夫婦の納付記録をみると、申立人の夫の昭和53年1月から同年3月までの免除期間を除き、夫婦同一であることが確認でき、申立人の夫も申立期間①②③は保険料を納付していない。

また、申立人夫婦の手帳記号番号払出時期をみると、申立人の夫については昭和36年4月に払い出されている一方、申立人については40年5月に払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、夫婦同一の納付形態からすると、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和40年度から夫婦二人同

時に保険料納付がはじまったとみるのが自然であり、申立期間①について納付があったとは考え難い。

さらに、申立人夫婦の特殊台帳の記録をみると、昭和49年度及び53年度の欄に未納の催告を行ったことを示すゴム印が認められ、昭和50年1月から同年3月までの期間及び同年10月から51年3月までの期間の保険料を51年12月に過年度納付したことが確認できることから、49年ごろから申立期間②にかけて申立人夫婦の納付状況が不規則となっていることがうかがえるほか、申立期間③の3か月後である59年10月から同年12月までの期間についても未納後に過年度納付を行っていることが分かる。

加えて、申立人に各申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、いつごろか覚えていないが「役所からです。」と集金人が自宅に来て、国民年金制度の説明を受けた。後日「通帳ができました。保険料は100円からです。」と言われ、保険料を支払うと通帳に判を押して渡してくれた。

支払ったのは、加入後3年ぐらいの間に数回だけであるが、その分が納付記録に反映されていないので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期は定かではないが、集金人から説明を受けて国民年金に加入したと申し立てている。

そこで、手帳記号番号払出時期をみると、昭和48年1月11日であることが、手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人の所持する国民年金手帳に記載された手帳発行日とも一致する。この時点において、申立期間は、制度上、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容を調査すると、申立人の当時の夫と連番で、昭和37年1月18日に申立人の別の手帳記号番号が払い出されていたことが確認できるところ、この2つの記号番号共に不在消^{こんせき}除となっており、同記号番号の社会保険庁の記録からも共に保険料が納付された痕跡は見当たらなかった。

さらに、申立人は、申立期間に数回納付したとしているのみで、その具体的な納付時期等の記憶が曖昧^{あいまい}であるほか、申立人に申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料が無く、また、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月から53年3月まで
昭和53年から55年ごろの間に、国民年金の加入勧奨ハガキが来たので、市役所において加入手続を行った。その際に、保険料をさかのぼって、まとめて支払ったので、過去の未納は無いはずである。その後は、市役所及び支所又は金融機関で毎月支払って来た。上記期間が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した際、過去の保険料をまとめて支払ったと申し立てているほか、当時の領収証書を所持している。

そこで、申立人の所持する領収証書をみると、昭和36年4月から40年11月までの56か月分の保険料を附則第4条による特例納付の最終日である55年6月30日に特例納付し、その後、53年4月から同年6月までの3か月分の保険料を55年7月28日に過年度納付し、53年7月から55年3月までの21か月分の保険料を55年12月2日に過年度納付していることが確認でき、合計80か月分の保険料を3回に分割して納付したことが分かる。

また、社会保険庁の納付記録をみると、申立人の納付月数は、年金受給資格期間を満たす最低限の300月となっていることが確認できることから、昭和55年6月30日の特例納付は、年金受給資格期間を確保するために行われたものと考えるのが相当である。

さらに、申立人は、申立人の所持する領収証書による納付以外にまとめ払いを行った記憶が無いと陳述しているほか、申立人に申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、また、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年8月まで

私は、A会の役員から、強制ではないが、国民年金に加入して保険料を納めておいた方が、将来たくさん年金をもらえると教えてもらったので、その人に加入手続をしてもらった。

昭和36年以降、毎月100円だと記憶しているが、その役員に保険料を手渡していたので、未納とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A会役員に国民年金の任意加入手続を行ってもらい、昭和36年から国民年金保険料を支払ってきたと申し立てている。

そこで、手帳記号番号払出時期をみると、昭和52年8月に払い出されていることが年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この時点において、申立期間は、制度上、納付することができなかったものと考えられる。

また、申立期間は、記録上、任意加入被保険者の未加入期間でもあることから、申立人が、申立期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号の払出しが必要であるが、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、他の読み方による氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人に申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から41年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から41年4月まで

申立期間当時、私は学生であったが、母が私の老後のためにと国民年金保険料を集金人に納付していたと母から聞いていたので、未納とされているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、申立人の国民年金保険料を集金人に納付していたと申し立てている。

そこで、特殊台帳及び市の被保険者名簿をみると、申立人の国民年金被保険者の資格取得日は昭和44年4月であることが確認でき、申立人の所持する国民年金手帳に記載の資格取得日とも一致している。また、社会保険庁の記録上も、公的年金未加入期間となっており、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の母親が、申立期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号の払出しが必要であるが、旧姓を含めた類似氏名検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人は、申立期間の保険料納付に直接関与していないため、当時の具体的な納付状況等が不明であるほか、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年9月から60年6月までの期間、61年3月から63年3月までの期間及び平成2年12月から3年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年9月から60年6月まで
② 昭和61年3月から63年3月まで
③ 平成2年12月から3年2月まで

昭和59年8月31日に会社を退職する際に、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した時は、国民年金への切替手続を行うよう言われたので、会社を退職するたびに私自身がA市B区役所において国民年金と国民健康保険の加入手続を行った。

長期間にわたって健康保険証無しで生活していたはずがなく、国民年金と国民健康保険は一緒に加入しなければならないという意識があったので、申立期間①、②及び③については、間違い無く国民年金と国民健康保険の加入手続を行った。

国民年金保険料は、A市B区役所から送付された納付書により金融機関で毎月、私自身が納付していた。

平成16年10月に結婚するに当たり、それまで保管していた保険料領収証については、20年近く経過しており不要だと考えて破棄してしまったが、間違い無く保険料を納付していたので、申立期間①、②及び③が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出状況をみると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は平成7年2月以降であることが、申立人の前後の手帳記号番号を有する者の資格取得日から確認でき、この手帳記号番号によっては、すべての申立期間は、制度上国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人の戸籍の附票をみると、すべての申立期間における申立人の住所はC区であり、B区役所で国民年金及び国民健康保険の加入手続きを一緒に行い、同区役所から送付された納付書で国民年金保険料を納付していたとする申立人の主張とは符合しない。

さらに、国民年金と一緒に加入していたとする申立人の国民健康保険の加入歴についても、すべての申立期間において確認できなかった。

加えて、すべての申立期間について、納付した保険料額に関する申立人の記憶は無く、保険料の納付方法に関する申立人の記憶も曖昧である上、保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料や周辺事情も見当たらなかった。

このほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれら収集した関連資料、周辺事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年10月から50年3月まで
昭和48年10月ごろ、A市B区でC業を開業するために、それまで勤めていた事業所を退職した。健康に不安があったため、退職直後に私自身がD区役所に国民健康保険の加入手続に行ったところ、窓口の女性から国民年金と一緒にないと国民健康保険に加入できないと言われたので、国民健康保険と国民年金の加入手続を一緒に行ったと思う。

当時、お金のことに関しては、母に任せていたので、国民年金保険料の納付方法等は分からないが、昭和50年3月ごろ、実家のあったD区からB区に住所を異動した際に、国民年金と国民健康保険に係る住所の変更手続は私が行った。

この住所変更手続後も、ある時期まで母親が私の保険料を納付してくれていたと思う。昭和48年10月から50年3月までの期間も、母親が保険料を納付してくれていた期間であるので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親も既に死亡しているため、申立期間の保険料の納付状況等は不明である上、申立人の母親が保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料や周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出状況を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は昭和50年6月であることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、48年10月ごろに国民年金の加入手続をしたとする申立人の主張とは符合せず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

さらに、国民年金と一緒に加入していたとする申立人の国民健康保険の加入記録を確認することもできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から49年12月まで

昭和49年12月ごろ、老後のために国民年金に加入するよう友人に勧められて市役所へ行った。その際の加入手続のことはよく覚えていないが、窓口の職員から未納の国民年金保険料を納付するように言われた。

未納期間が長く保険料の合計額が分からなかったため、後日、生命保険を解約して50万円程度の現金を準備し、昭和49年12月ごろに、一人で市役所に行き、市役所の窓口で言われるままの金額を一括納付したが、実際に納付した金額までは覚えていない。

昭和36年4月から49年12月までの保険料が未納とされているが、さかのぼって一括納付したので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年12月ごろに国民年金の加入手続を行うとともに、36年4月から49年12月までの国民年金保険料を市役所窓口で一括納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出状況を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和49年12月6日に払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号が払い出された時点は、第2回特例納付の実施時期であることから、申立人は申立期間の保険料を特例納付、過年度納付及び現年度納付することが可能であったものの、特例納付保険料及び過年度保険料を市役所で納付することはできず、申立人の主張とは符合しない。

また、一括納付したとする申立期間の保険料額に関する申立人の記憶は曖昧であり、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料や周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が別の国民年金手帳記号番号により申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年3月及び同年4月、59年8月から63年2月までの期間、並びに平成3年9月から4年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年3月及び同年4月
② 昭和59年8月から63年2月まで
③ 平成3年9月から4年5月まで

会社を退職して厚生年金保険の被保険者でなくなった後は常に、自宅に送られてきた納付書により、私が市役所か自宅近くの金融機関で国民年金保険料を納付していたと思う。

他界した父親からは、年金などの義務的なもの、相互扶助的なものは必ず支払っておくように言われていたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が20歳到達前の期間であり、申立人は国民年金保険料を納付することはできない。

申立期間②及び③については、国民年金の未加入期間である上、国民年金の加入手続時点(平成9年3月19日)では時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、申立期間において厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったかどうかの記憶が曖昧で、同手続の実施状況が不明である。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から49年12月まで

A市のB社で勤務していた昭和47年か48年ごろに、国民年金の加入手続きをしたと思う。

申立期間の国民年金保険料は、昭和47年10月から50年8月までの間に、B社に来る集金人に数回で納付したと思うが、社会保険庁の年金記録では未納とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする期間内に、特例納付制度が実施されており、申立人は、国民年金手帳記号番号の払出時点において、保険料を特例納付、過年度納付及び現年度納付することが可能であった。

しかし、申立人は申立期間の保険料を集金人に納付したとしているところ、A市では、特例納付保険料及び過年度保険料を集金人に納付することはできない上、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続き時期や保険料の納付時期、納付金額等についての記憶が曖昧で、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明確である。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月、同年10月及び46年1月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月
② 昭和45年10月
③ 昭和46年1月から同年10月まで

昭和44年12月に会社を退職した後すぐに、国民年金の加入手続を行い、その後も、はっきりは覚えていないが、会社を退職して厚生年金保険の被保険者でなくなった際には国民年金への切替手続をしたと思う。

国民年金保険料の納付状況もはっきり分からないが、集金人が自宅に来ていたことは覚えており、私か母親が納付していたように思う。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③当時、A市では、印紙検認方式により国民年金保険料を収納していたが、申立人の国民年金手帳をみると、昭和45年7月から46年10月までの期間については検認印が押されていない上、昭和45年度以降の印紙検認台紙が切り取られていないことから、同年度以降、申立人は集金人及び同市役所職員と接触していない可能性が高いと推定できる。

また、申立人は、申立期間の国民年金被保険者資格の取得及び喪失に係る手続の実施状況、保険料の納付状況についての記憶が曖昧である上、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から52年12月まで

時期は覚えていないが国民年金に加入したころに、過去の未納期間の保険料を4回に分けて特例納付したはずである。ところが、社会保険庁の記録では、特例納付を3回していることは確認できたが、4回目に特例納付した記録が無く、昭和46年1月から52年12月までの保険料が未納のままとされている。

4回目の特例納付については、3回目の特例納付からしばらく経ってからで、保険料の納付対象期間は覚えていないが、納付書により40万円から45万円ぐらいをA市役所内で納付したはずである。

申立期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は3回目の特例納付からしばらく経った後、申立期間の国民年金保険料をA市役所内で特例納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は特例納付期間中であることが確認できる。

しかし、申立人が納付場所であるとしているA市役所内の金融機関及び国民年金担当窓口では、特例納付保険料を納付することはできない上、社会保険事務所に3回目の特例納付保険料が収納されたのは特例納付期間の最終日であることが申立人の特殊台帳から確認できる。

また、申立人が申立期間の保険料として特例納付したとする金額は、実際の保険料額と異なっている。

さらに、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 4 月 3 日から 33 年 9 月 21 日まで
昭和 25 年 4 月から 33 年 9 月までの期間、A社B支店に勤務していたが、退職時には、脱退手当金制度があることは全く知らなかったし、同社で掛けてきた厚生年金保険は年金として受給できるものと思っていた。
脱退手当金を受給した記憶が無いので、受給したこととされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 33 年 9 月にA社B支店を退職したが、脱退手当金の制度について全く知らず、また、脱退手当金を請求した覚えも無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 33 年 11 月 14 日に支給決定されていることが確認できるほか、A社B支店の厚生年金保険被保険者名簿より、申立人と同一時期に入社した 80 人のうち、受給要件を満たし資格を喪失している 18 人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給者は申立人を含め 6 人みられ、その全員が資格の喪失後約 4 か月以内に支給決定されていることが確認できることから、事業主による代理請求がなされた可能性は否定できない。

さらに、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 2 日から 36 年 2 月 28 日まで
② 昭和 36 年 3 月 27 日から 44 年 12 月 31 日まで

厚生年金保険加入記録について、照会申出書を提出したところ、脱退手当金支給済みであるとの回答をもらった。

脱退手当金は請求書を提出した憶えも無く、金融機関A店で受け取ったこととされているが、一度も行ったことが無い。

脱退手当金は受給していないので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、脱退手当金裁定請求書を提出した記憶は無く、脱退手当金は受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年後の昭和45年12月10日に支給決定されているが、脱退手当金裁定請求書は、同年10月16日にB社会保険事務所に提出されていることが確認できる。

そこで、同請求書を見ると、記載内容に疑義が認められないことのほか、住所変更届が添付されていることが確認できる。この住所変更届を見ると、「送金は当方にお願ひ致します」とあり、送付先として、申立人の母の名前及び住所地(A市)が記載されていることが確認できる。申立人は脱退手当金裁定請求書の提出から支給決定されるまでの間の昭和45年11月にC市からD市に転居していることから、便宜上、母の住所地を記載して提出したと考えるのが自然である。また、申立人の脱退手当金は、申立人の母の住所地に近い金融機関A店への送金払いとなっていることから、支払通知書は申立人の母の住所地に

送付され、同通知書を金融機関A店に持参して、脱退手当金を受領したとするのが相当である。

さらに、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 40 年 7 月 30 日まで

平成 19 年 7 月 23 日に社会保険事務所に厚生年金保険期間の照会申出書を提出したところ、同年 8 月 22 日付けにて昭和 36 年 4 月 1 日から 40 年 7 月 30 日までの期間について、脱退手当金支給済みとの回答があったが、受給した記憶は無い。

また、将来の年金受給のことを考え、会社を退職後は国民年金に夫婦二人で加入して、国民年金保険料は未納も無く納付している。

脱退手当金を受給したこととされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 40 年 11 月 15 日に支給決定されていることが確認できる。

また、A社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 42 年 8 月 20 日まで
昭和 33 年 4 月 1 日から 42 年 8 月 20 日まで A 社及び B 社に勤務していたが、両社での厚生年金保険加入期間について脱退手当金を受け取ったことになっている。

私自身、会社で社会保険事務もしていたので、脱退手当金の内容もよくわかっていたと思うし、脱退手当金は請求も受給もしていない。

脱退手当金を受給したこととされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 42 年 11 月 24 日に支給決定されていることが確認できるほか、最終事業所である B 社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページを含む前後 11 ページに記載されている女性で、資格を喪失し脱退手当金を受給している 41 人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、うち 32 人が資格喪失後約 6 か月以内に支給決定されていることが確認できることから、事業主による代理請求がなされた可能性は否定できない。なお、申立人は、申立期間に係る脱退手当金の支給決定日である 42 年 11 月 24 日以前の同年 9 月 12 日に国民年金手帳の払出しを受け、同年 8 月分及び同年 9 月分の国民年金保険料を同年 9 月 30 日に納付しているが、同事実も上記代理請求の可能性を否定できない事情に照らすと、申立人が脱退手当金を受給していないものと認めるに足りるものではない。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 10 日から 43 年 2 月 11 日まで
昭和 38 年 3 月 10 日から 43 年 2 月 11 日まで勤務した A 社での厚生年金保険加入期間について、脱退手当金支給済みとされている。
昭和 43 年 3 月 26 日には結婚して B 県に来ており、当時は社会保険事務所の場所も分らなかったため、行った憶えも無い。
脱退手当金を受給したこととされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 10 か月後の昭和 43 年 12 月 26 日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者番号について見ると、申立期間後の 3 回の被保険者期間は同一番号で管理されているが、申立期間については、別の被保険者番号となっていることから、脱退手当金を受給したために番号が異なっていると考えるのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 9 日から 39 年 8 月 5 日まで
② 昭和 39 年 10 月 1 日から 40 年 9 月 12 日まで

A社に勤務していた昭和 39 年 1 月に結婚し、同年 8 月 5 日に夫の急な転勤のため、会社からは厚生年金保険の書類や退職金など一切もらわずにB県へ引っ越した。

その後、C社に勤務したが、妊娠したので昭和 40 年 9 月 12 日に退職した。

両社での厚生年金保険加入期間に係る脱退手当金が、退職してから 2 年後の昭和 42 年 8 月 18 日に 1 万 1, 408 円支給されたことにされているが、請求した記憶は無く、受給していない。

脱退手当金を受給したこととされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

最終事業所であるC社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者番号は、申立期間である3回の被保険者期間は同一番号で管理されているが、申立期間前に脱退手当金を受給しているD社及び申立期間後の被保険者期間については、それぞれ別の被保険者番号となっていることから、脱退手当金を受給したために番号が異なっていると考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 6 月 20 日から 35 年 10 月 30 日まで
② 平成 8 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

昭和 35 年 10 月に A 社 B 支社を退職した際には、脱退手当金を請求した記憶も無いが、36 年 3 月 22 日に支給されたこととされている。同日には C 市の会館で研修を受けていたので、脱退手当金を受け取っていない。

また、D 社に平成 8 年 7 月 1 日から同年 8 月 31 日まで在籍していたが、資格喪失日が同年 8 月 31 日とされている。同社での厚生年金保険料控除を確認できる給与明細があるので、同年 8 月を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 35 年 10 月に A 社 B 支社を退職したが、脱退手当金を受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 36 年 3 月 22 日に支給決定されていることが確認できるほか、A 社 B 支社の厚生年金被保険者名簿で申立人の欄の前後 133 人のうち、受給要件を満たし脱退手当金を受給している 25 人について支給記録を確認したところ、うち 22 人が資格喪失後約 5 か月以内に支給決定されていることから、事業主による代理請求がなされた可能性は否定できない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、

申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

次に、申立期間②について、申立人から提出されたD社の給与支給明細書により、平成8年7月及び同年8月にそれぞれ1万4,025円の厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

一方、雇用保険の被保険者統合照会結果によれば、申立人のD社離職日は平成8年8月30日であることが確認できる。

また、D社が加入していたE厚生年金基金及びE健康保険組合の記録によれば、申立人の加入員（組合員）資格喪失日は平成8年8月31日であることが確認できる。

さらに、D社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の前後197人の被保険者資格喪失日を見ると、翌月1日に喪失となっている者が36人（全喪による喪失を除く）みられるが、月末喪失者も16人確認できる。

以上の事情から、申立人のD社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成8年8月31日であったと考えるのが相当であり、同社では事務的過誤により、本来控除すべきでない平成8年8月分の厚生年金保険料を控除していたことが認められるものの、申立期間については、申立人が厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 11 月 1 日から 43 年 9 月 16 日まで

A社B支店で勤務していた昭和 39 年 11 月 1 日から 43 年 9 月 16 日までの期間について、脱退手当金を受け取ったこととされているが、脱退手当金の請求は一切していないし、同社から請求したと聞いたことも無い。

脱退手当金を受給していないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年 9 月にA社B支店を退職したが、脱退手当金を請求した記憶も無く、受給していないとしている。

そこで、A社B支店の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページを含む前後 4 ページ(80 名)に記載されている女性のうち、申立人と同一時期に受給要件を満たし資格を喪失している 14 名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給している者は 9 名であり、その全員が資格の喪失後 6 か月以内に支給決定されていることが確認できることから、事業主による代理請求がなされた可能性も否定できない。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金支給は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 44 年 1 月 30 日となっているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 4 日から 40 年 5 月 1 日まで

昭和 42 年 2 月 6 日に A 県保険医協会で厚生年金保険に加入した際、39 年 3 月 4 日から 40 年 5 月 1 日まで勤務していた B 社での厚生年金保険加入期間が脱退手当金支給済みであることを知った。

昭和 32 年 4 月 2 日から 39 年 3 月 3 日まで勤務していた C 社 D 支店では、退社の後に脱退手当金を受け取った記憶はあるが、B 社の厚生年金保険加入期間については脱退手当金を受け取っていないので納得できない。

B 社の厚生年金保険加入期間を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C 社 D 支店を退職後、同社在職期間に係る脱退手当金を受給したが、その後勤務した B 社の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受け取っていないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 40 年 8 月 5 日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人は、C 社 D 支店の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受給したが、B 社の厚生年金保険被保険者期間については、受給していないと陳述しているところ、社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金支給額の計算の基礎は、C 社 D 支店及び B 社における厚生年金保険被保険者期間(97 か月)となっていることが確認できるほか、申立人の両社での厚生年金保険被保険者番号は、同一番号で管理されていたことから、C 社 D 支店のみの脱退手当金を支給するのは不自然である。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者番号についてみると、申立期間であ

る2回の被保険者期間は、同一番号で管理されているが、申立期間後5回の被保険者期間は、別の被保険者番号となっていることから、脱退手当金を受給したために番号が異なっていると考えるのが自然である。

加えて、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年2月1日から31年12月20日まで

A社に勤務していた期間の厚生年金保険加入記録について、照会申出書を提出したところ、脱退手当金支給済みとの回答をもらった。

しかし、受給した記憶は無く、長男出産前で手続をした覚えも無いので、脱退手当金を受給したこととされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金について、請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和32年1月17日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年12月15日から26年5月1日まで

A社における厚生年金保険被保険者期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、昭和26年8月16日に当時のお金で7,928円の脱退手当金を受給したとの回答を受けた。自分自身、全く請求した覚えも無く、また、受け取った記憶も無いのに「記録が脱退手当金支給済みとなっている。」というだけでは納得できない。

また、脱退手当金裁定請求書等の関係書類が保存されていないことについても、年金に関する重要書類を保管していないことは、社会保険庁の怠慢である。

A社にも問い合わせをしたが、脱退手当金裁定請求書を社会保険事務所に提出した記録は残っていないとの回答であった。

以上のことから、脱退手当金が支給済みであることが証明されない限り納得できないので、脱退手当金支給済みの記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職したが、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

そこで、A社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載された欄の前後70人のうち、受給要件を満たす14人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給者は申立人を含め12人みられ、うち11人が資格の喪失後約6か月以内に支給決定されていることが確認できる。また、社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和26年8月16日に支給決定されていることが確認できる。これらのことから、当時、事業主による代理請求がなされた可能性は否定できない。

さらに、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 16 日から 45 年 2 月 28 日まで

A社に勤務していた昭和39年3月16日から45年2月28日までの期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

脱退手当金は請求した記憶も無く、受け取っていないので、受給したととされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職したが、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

そこで、A社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載された欄の前後159人のうち、受給要件を満たす14人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給者は申立人を含め8人みられ、その全員が資格の喪失後約6か月以内に支給決定されていることが確認できる。また、社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和45年5月13日に支給決定されていることが確認できる。これらのことから、当時、事業主による代理請求がなされた可能性は否定できない。

さらに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 39 年 10 月 16 日まで
昭和 34 年 4 月 1 日から 39 年 10 月 16 日まで勤務していたA社B支店での厚生年金保険加入記録について、社会保険事務所に照会したところ、脱退手当金支給済みであるとの回答をもらった。
脱退手当金は請求した記憶も無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 39 年 10 月にA社B支店を退職したが、脱退手当金は請求した記憶も無く、受領していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 40 年 2 月 12 日に支給決定されていることが確認できる。

また、A社B支店の厚生年金保険被保険者名簿より、申立人が記載されているページを含む前後 2 ページにおいて、資格を喪失した女性 22 人（受給資格要件を満たさない者 5 人を除く）について、脱退手当金の受給状況を確認したところ、申立人を含め 16 人が受給しており、うち 14 人が資格の喪失後約 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることが確認できることから、事業主による代理請求がなされた可能性も否定できない。

さらに、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 8 月 1 日から 33 年 8 月 11 日まで
② 昭和 34 年 2 月 2 日から 36 年 5 月 17 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者期間調査申出書を提出したところ、平成 20 年 1 月 7 日付けで申立期間については脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

脱退手当金は受給した記憶が無いので、受給したとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、脱退手当金を請求した覚えは無く、受給していないとしている。

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 4 か月後の昭和 36 年 10 月 4 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月 1 日から 39 年 8 月 21 日まで

私は学校を卒業後、昭和 33 年 5 月 1 日から 39 年 8 月 21 日まで A 社に勤務したが、社会保険庁の記録によれば、同社での厚生年金保険加入期間について、脱退手当金が支給されたこととされている。

しかし、一人娘で年金制度もよく知らず、脱退手当金の制度についても知らなかったのに、脱退手当金の請求もできるはずがない。

また、社会保険事務所で脱退手当金裁定請求書や私が受け取ったとする領収書を見せてもらったが、私の筆跡ではないし、私の名前はカタカナ表記で「B」であるが、誤ったひらがな表記の「B」と記載されている。

脱退手当金を受給する手続はしていませんので、記録の訂正をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した覚えは無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 年後の昭和 41 年 9 月 7 日に支給決定されているが、脱退手当金裁定請求書は同年 6 月 8 日に社会保険事務所に提出されていることが確認できるほか、住所変更届も併せて提出されていることが確認できる。

そこで、住所変更届に基づき、申立人の住所の変遷をみると、昭和 39 年 9 月 9 日に旧住所（C 市）から新住所（D 市）に異動していることから、申立人が会社を退職した 39 年 8 月の時点では旧住所であったが、脱退手当金の請求を行った際には、新住所であったことが確認できる。また、脱退手当金裁定請求書を見ると、住所欄には旧住所が記載されているほか、事業所欄には会社の

ゴム印が使用されていることが確認できる。これらのことより、申立人の脱退手当金請求書は、会社を退職時に作成されていたが、何らかの事情により提出が約2年後となったものと推測されるが、住所変更届が添付されていることを鑑みると、第三者が新住所を記載した同届出書を添付したとするのは不自然であり、脱退手当金請求時には、申立人の関与があったとするのが相当である。

さらに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 12 月 29 日から 57 年まで

A社のB部門に勤めていた時、同じA社に出入りしていたC社の営業担当者に誘われて同社に移り、D社でC社のB業務員をしていた。社会保険庁の記録では、C社における厚生年金保険被保険者期間は昭和51年2月1日から同年12月29日までとなっているが、同社には57年まで勤めていた。給与明細書等は残っていないが、この間、厚生年金保険料も控除されていた。また、当時の経理担当者に確かめたところ「確かに社員として扱っていた」との回答があった。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C社において昭和57年まで在職していたと申し立てているところ、雇用保険被保険者総合照会結果によれば、申立人は、51年11月28日、同社を自己都合により離職し、E公共職業安定所（F市）において失業給付を受けていることが確認できる（被保険者資格取得日は51年1月16日）。

また、C社は、G健康保険組合に加入しているが、同組合の標準報酬決定通知書及び被保険者資格喪失確認通知書によれば、申立人は昭和51年2月1日に組合員資格を取得し、同年12月29日に組合員資格を喪失していることが確認できるほか、同社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄の「標準報酬月額の変せん」欄は、同年8月までしか記録が確認できない。

さらに、申立人が、同人をC社に引き抜いたと陳述している同社の社員から、「申立人が同社に在職していたのは昭和51年12月ごろまで」との陳述が得られた。

加えて、C社の現総務担当者から、「古い社員（昭和56年5月16日に厚生

年金保険被保険者資格を取得)に聞いたところ、同人がD社のB部門に勤めたとき申立人はいなかった。引継ぎも受けていないと言っていた」との陳述が得られた。

以上の事情から、申立人がC社における厚生年金保険被保険者資格を喪失したのは社会保険庁の記録どおり昭和51年12月29日であると考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 12 月 18 日から 47 年 3 月まで

私は、A社を退社した後、B社に勤務し、同社が経営するC店で昼の12時から午後11時まで、アルバイトでD業務の仕事をしていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社で勤務していたと申し立てているところ、同社の商業登記簿をみると、本店所在地及びその事業目的等の記載内容が、申立人の陳述内容と符合しているものの、同社については、各種の事業所名称による検索を行っても、社会保険の適用事業所としての記録は見当たらない。

申立期間当時は、同社のようなD業は、制度上、社会保険の非適用業種となっており、たとえ法人であっても従業員数に関係なく、社会保険の強制適用事業所とはなっていなかった。

また、当時の事業主等の関係者は所在不明であり、同社の社会保険への加入等について確認することができず、申立人自身も当時の同僚についての記憶が無く、厚生年金保険料が給与から控除されていたか否かについての具体的な記憶も無いとしていることから、当時の事情を明らかとすることはできなかった。

さらに、申立人の各種読み方による氏名検索を行ったが、申立期間に係る被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月 1 日から 56 年 1 月 6 日まで

私は、昭和 38 年 5 月 1 日から A 社で取締役として勤務していたが、社会保険庁の記録によると 44 年 1 月 1 日から 56 年 1 月 6 日までの厚生年金保険被保険者記録が空白とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における A 社での在職については、雇用保険の記録によると、昭和 38 年 4 月 5 日に資格を取得し、43 年 12 月 31 日に離職となっていること、また、同社の商業登記簿謄本の役員欄をみると、申立期間のうち、少なくとも 48 年以降の役員欄には申立人の氏名は見当たらず、申立人が同社取締役に就任したのは 56 年 6 月 25 日とあり、それ以降現在まで取締役に選任されているものの、それ以前においても取締役であったか否かについては、その当時の商業登記簿謄本の役員記録が保存されていないため確認できないこと、さらに、申立人は経営者の実子であるため入社当初の 38 年 5 月 1 日から役員に就任し、申立期間を含め役員として継続して勤務していると陳述しているものの、当時の複数の従業員からは、申立人は申立期間中たまに会社に来ていたぐらいで、就労実態は無く、役員でもなかったとの陳述もみられることなどから、当時の事情を明らかとすることはできなかった。

一方、同社は、申立人は申立期間中も在籍し、給与も支給し社会保険料も控除していたと陳述しているが、同社の事業所別被保険者名簿をみると、昭和 44 年 5 月 12 日に社会保険事務所が総合調査を実施していること及び 43 年 3 月 1 日から 44 年 3 月 27 日までの間に資格を取得している 24 名のうち 20 名の記録について、44 年 6 月 18 日付けで「取得年月日訂正、報酬訂正」が行われていることが確認でき、これは社会保険事務所の総合調査による指摘を踏まえ

た記録訂正であると考えられるところ、当該総合調査では、適用漏れや標準報酬月額の間違いをチェックするため賃金台帳、出勤簿、税務関係書類等を調査するのが通例であることから、申立のとおり、申立人が在籍し保険料控除されていたことが賃金台帳等で確認できるのであれば、適用漏れ等を指摘され、その後訂正のための届出が提出されたと考えられるところ、そのような形跡は認められなかった。

また、当時の社会保険事務は、先代社長の弟が行っていたが、故人のため陳述を得られず、関係書類も所在不明とのことから、当時の事情等を明らかとすることはできなかったものの、仮に、申立人に被保険者資格があった場合、約12年間という申立期間においては、標準報酬月額の随時改定や毎年の定時決定も行われたと考えられるところ、これらのいずれの機会においても社会保険事務所が記録の確認を行わなかったとは考え難く、同社は、当時記録どおりの資格得喪届を行い、申立期間に係る保険料控除は無かったと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者であったことをうかがわせる事情等も見当たらないほか、申立期間当時、申立人の実母は代表取締役で、申立人の夫は取締役であったことから、申立人は、これらの事情を知り得る状況にあったとも認められる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年ごろから57年4月14日まで

私は、昭和50年ごろにA社に入社し、平成7年11月に退職するまで継続して同社に勤務していた。申立期間当時、社会保険料が控除されていたのに、事務職員の不正行為により、社会保険事務所に保険料が納付されなかった事件があった。しかし、そのことは解決済みと認識していたのに、入社から57年3月までの期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社での在籍については、申立人を同社に紹介したという同僚から、申立人は間違いなく同社に在籍していたが、申立人の入社時期は、自分が入社した昭和53年5月の1年から2年後であったと陳述しており、また、そのころに、同社の事務担当者が不正行為を行い、社会保険料を着服したという事件があったとも陳述している。

このことは、申立人の妻が、申立期間当時、社会保険料を給与から控除されていたにもかかわらず、会社が社会保険事務所への保険料納付を怠ったため、申立人の厚生年金記録に空白期間が発生した旨の陳述と符合している。

しかし、事業所別被保険者名簿を見てみると、申立人の資格取得日は、昭和57年4月14日と記録されており、当該事件があったとされる日からみても2年から3年後に当たり、この間、同社が申立人の資格取得届を行った形跡は見当たらなかった。仮に、同社が申立期間に係る資格取得届を提出すれば、その後、毎年、被保険者報酬月額算定基礎届が提出されるどころ、これらいずれの機会においても、社会保険事務所がこれらの記録の確認を誤ったとは考え難い

ことから、同社は記録どおりの資格取得届を行い、この間の厚生年金保険料は控除していなかったと考えるのが相当である。

また、申立人以外に同社での厚生年金記録に空白期間がある旨の陳述をしている同僚は見つからなかった。

さらに、社会保険庁の記録を各種の氏名検索をしても申立人の申立期間にかかる記録は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者であったことをうかがわせる事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月ごろから 44 年 8 月ごろまで

私は、昭和 41 年 8 月ごろから 44 年 8 月ごろまで A 社・B 社共同体 C 支所に勤務し、臨時雇用の D 業をしていた。同作業所には、先に勤務していた兄の紹介で働き始め、B 社の E 班に所属していた。申立期間当時に妻が出産のため健康保険証を使った記憶もある。しかし、同作業所に勤務した期間について厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間において、A 社・B 社共同企業体 C 支所に勤務していたと申し立てているところ、申立人が所属していた B 社の E 班の班長として名前を挙げた E 氏の名前が同社の職員台帳に記載されており、昭和 37 年 5 月 1 日から 55 年 7 月 2 日まで同社において厚生年金保険に加入していることが確認できること、申立人が当時の上司であったとする兄の F 氏について、42 年 11 月 1 日から 51 年 3 月 6 日まで同社において厚生年金保険に加入していることが確認でき、同社では、同氏は世話役であったと陳述していることから、期間は特定できないものの、申立人が同作業所の業務に従事していたことが推定できる。

しかしながら、同社は当時の現場組織について、役職は上から班長、准班長、世話役、棒芯、一般業務員等という体制であり、このうち厚生年金保険に加入するのは原則として准班長以上の者と一部のベテランの世話役だけであったとしている一方で、申立人は一般業務員であったとしている。

また、同社は G 国民健康保険組合に加入しており、原則として准班長以上の者を第一種組合員として、厚生年金保険と健康保険に一体的に加入させていたが、世話役以下の者は第二種組合員として健康保険のみ加入させていたとして

いる。

さらに、同社が保存している申立期間後の昭和 45 年 4 月から同年 8 月までの就労表及び賃金台帳をみると、申立人は一般業務員の D 業務員として、給与から健康保険料は控除されているものの、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月ごろから24年12月ごろまで

私は、昭和21年5月ごろから24年12月ごろまで現在のA市にあったB社C部門で勤務し、D業務の仕事をしていた。15歳の少年では無理と言われると思い年齢を16歳と偽り入社した。当時は厚生年金保険の制度等は分からなかったが健康保険と一緒に保険料を給与から控除されていた記憶がある。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB社での在籍については、申立人が当時の社長の名前を記憶しており、また、当時、同じ検炭場等で働いていた同僚として名前を挙げた6名のうち4名について同社での厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、申立人が同社に勤務していたことが推定できる。

しかしながら、当該同僚のうち3名は既に死亡しており、他の1名は申立人についての記憶が無いとしていることから、申立人の同社での在職を裏付ける証言が得られなかったため、申立人の在職の時期及び期間は不明である。また、申立人が同僚として名前を挙げた2名については、同社の被保険者名簿に名前が見当たらなかった。

さらに、同社の被保険者名簿及び払出簿から抽出した同僚のうち2名の者から、D業務員は通常は正社員として厚生年金保険に加入していたが、C部門等に勤務している者の中には、厚生年金保険に加入していなかった者もいたかもしれないとの陳述が得られた。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 10 月から 31 年 3 月末ごろまで
② 昭和 31 年 10 月から 32 年 3 月末ごろまで
③ 昭和 32 年 10 月から 33 年 3 月末ごろまで

私は、昭和 30 年から 33 年にかけて、毎年 10 月から翌年 3 月ごろまでの期間、A社に季節労働者として勤務しB業務の仕事をしていた。この期間が厚生年金保険の未加入期間とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社の在職については、同社が公共職業安定所に提出した季節労働者雇入れに関する労働者名簿により、申立人をB業務係りとして、昭和 30 年 10 月 6 日及び 31 年 10 月 13 日に雇い入れたことが確認できることから、申立人は少なくとも申立期間①及び②において同社に季節労働者として在籍していたことが推定できる。

しかしながら、同社は、現在も季節労働者として勤務している者が 2 名いるが、両名は国民健康保険に加入していることから健康保険の適用除外承認の届出を行い、厚生年金保険及び健康保険には加入させておらず、申立人についても「季節的業務に使用される人」として健康保険の適用除外承認の届出をしていたと思われると陳述している。

また、申立人が同僚として名前を挙げた 2 名については、同社の季節労働者の名簿でB業務係りとして名前が確認できるものの、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿では両名の氏名は確認できなかったことから、申立期間当時、同社では、季節的業務に使用される者については厚生年金保険に加入させていなかったと考えるのが相当である。

このほか申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月31日から26年6月ごろまで

私は、昭和17年6月1日から26年6月ごろまでA社（Ⅰ期）、B社及びA社（Ⅱ期）にそれぞれC業務員として継続勤務していた。A社（Ⅰ期）は19年*月*日にB社に吸収合併されたが、終戦後の20年*月*日に合併が解消され、再びA社（Ⅱ期）として事業活動が行われた。A社（Ⅰ期）、B社での厚生年金保険の加入記録はあるものの、20年8月31日からのA社（Ⅱ期）での加入記録が無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社は昭和20年*月*日にB社との合併が解消され、同年*月*日からA社（Ⅱ期）として事業活動を行ったと申し立てているが、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは22年12月1日からである。

申立人の同社での在籍については、申立人が当時の同僚として名前を挙げた13人のうち10人の名前が同社の被保険者名簿により確認でき、このうち6人は同社での加入記録があるのみで、A社（Ⅰ期）及びB社での加入記録は無い。

また、申立人が同僚として名前を挙げた者のうち3人から当時の事情について陳述が得られたが、このうち1人（同社での厚生年金保険加入記録は昭和22年12月1日から24年2月10日まで）から、申立人は申立期間において同社に勤務していたとの陳述が得られた。一方、ほかの2人は申立人と一緒に仕事をした記憶は無いとしている。

さらに、同社の被保険者名簿において厚生年金保険加入記録のある同僚のうち当時の事情について回答が得られた5人全員が、申立人と同社と一緒に勤務した記憶は無いと陳述しており、このうち1人（同社での厚生年金保険

加入記録は昭和23年11月11日から26年8月26日まで)は、当時の同社のC業務員は10人程度であったので、申立人が勤務していたのであれば記憶しているはずであると陳述している。

以上のことから、申立人はB社との合併解消後もA社(Ⅱ期)に在籍していたことは推定できるものの、退社時期は特定できず、申立期間の全期間において同社に在籍していたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

また、事業主が新規適用前から、従業員の厚生年金保険料を給与から控除することは通常考え難いほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関係資料、周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 7 月 1 日から 3 年 1 月 1 日まで

私は、平成元年 7 月 1 日 A 支社に入社し、同支社が 3 年に解散するまで継続して勤務し、同支社 B 営業所長として市場調査、現金処理、小口現金管理、車両管理、営業等の業務をすべて一人で担当していた。給与は A 支社から振り込まれ、給与明細書では厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、この期間が厚生年金保険の未加入期間とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 支社での在職については、雇用保険の被保険者記録（平成 2 年 3 月 14 日から同年 12 月 31 日まで）により申立期間の一部における在職が確認できるほか、元事業主、同僚及び同支社 B 営業所の事務所の家主の陳述により、申立期間において B 営業所に勤務していたことが推定できる。

しかしながら、C 市役所の記録により申立人は申立期間を含む平成元年 1 月 1 日から 3 年 5 月 17 日まで国民健康保険に加入していることが確認できることから、申立人が申立期間において、国民健康保険料を支払いながら、給与から厚生年金保険料及び健康保険料を控除されていたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 48 年 4 月まで

知人の紹介により常勤のA業務員として、B社に昭和 46 年 4 月から 48 年 4 月まで勤めたが、この期間の厚生年金保険加入記録が無い。

B社に勤務し始めたころに、旧姓名の年金手帳を社長に渡し、後日、新姓名に訂正された年金手帳を返却された記憶があるので、B社が厚生年金保険加入手続を済ませたと思う。申立期間について、厚生年金保険加入記録が無いのは信じられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてB社に在職していたことについては、同社の社長夫人の陳述及び雇用保険加入記録により確認できる。

一方、B社における厚生年金保険の取扱いについては、申立期間当時の社長は既に死亡しており、申立期間当時の事情を同人から聞き取ることができないものの、B社の元従業員は、「同社は厚生年金保険に加入していなかった。かつて、厚生年金保険加入の話はあったと思うが結局加入には至らなかった。」と陳述している。

また、社長夫人は、当院は厚生年金保険に加入していなかったと陳述しており、社会保険庁の記録でも、申立人が勤めていたとする同社が厚生年金保険の適用事業所であった形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、B社において厚生年金保険被保険者資格を取得したとしているが、その一方で、昭和 46 年 1 月 23 日に国民年金に任意加入し、同年 6 月から 49 年 8 月までの国民年金保険料を納付していることが社会保険庁の記録により確認できる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 1 月 10 日ごろから 34 年 10 月又は同年 11 月ごろまで
② 昭和 37 年 10 月ごろから 38 年 12 月ごろまで
③ 昭和 39 年 6 月ごろから同年 8 月ごろまで
④ 平成 6 年 8 月ごろから 7 年 10 月ごろまで

昭和 31 年 1 月 10 日ごろから 34 年 10 月又は同年 11 月ごろまで勤務していた A 社での厚生年金保険加入記録が無い。

昭和 37 年 10 月ごろから 38 年 12 月ごろまで勤務していた B 社での厚生年金保険加入記録が無い。

昭和 39 年 6 月ごろから同年 8 月ごろまで勤務していた C 社での厚生年金保険加入記録が無い。

平成 6 年 8 月から 7 年 10 月まで勤務していた D 社での厚生年金保険加入記録が無い。

なお、申立期間①及び②では厚生年金保険の保険料を控除されていたと思う。申立期間を厚生年金保険加入期間であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が勤務していたとする A 社に問い合わせたが、同社は申立人が在籍していたことを示す関連資料（従業員名簿、賃金台帳等）を保管しておらず、申立期間①当時の事業主からも申立人の在籍は確認できなかった。

また、申立期間①当時の同僚の連絡先も把握できなかった。

さらに、A 社の現在の担当者は、同社は申立期間①当時、従業員が 4 人程度の個人事業所で厚生年金保険に加入していなかったと思うとしているところ、

社会保険庁の記録を検索しても同社名の厚生年金保険適用事業所は無く、同社が適用事業所であったことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

申立期間②については、申立人が勤務していたとするB社に問い合わせたところ、同社からは「申立人の氏名」の印鑑を保管しているとの回答があり、時期は特定できないものの、申立人は同社に在職していたと推定できる。

しかし、B社が厚生年金保険の新規適用事業所となったのは、申立期間②以後の昭和39年6月1日であることが同社の被保険者名簿により確認できる。

申立期間③については、申立人が勤務していたとするC社は廃業しており当時の事業主も死亡していることから、その事業主の妻に問い合わせたが、申立人が在籍していたことを示す関連資料（従業員名簿、賃金台帳等）や事情等は不明で、申立期間③当時の同僚の連絡先も明らかで無く、申立人の在籍は確認できなかった。

また、申立期間③当時の事業主の妻は、同社は申立期間③当時、従業員が5人ぐらいの個人事業所で厚生年金保険に加入していなかったとしているところ、社会保険庁の記録を検索しても同社名の適用事業所は無く、同社が適用事業所であったことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

次に、申立期間④については、申立人が勤務していたとするD社に問い合わせたが、同社は申立人が在籍していたことを示す関連資料（従業員名簿、賃金台帳等）を保管しておらず、申立期間④当時の同僚の連絡先も明らかでなく、申立人の在籍は確認できなかった。

また、D社が厚生年金保険の新規適用事業所となったのは、平成7年12月1日であることが同社の被保険者名簿により確認できる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 2 月から同年 9 月まで
平成 13 年 9 月に A 年金相談センターで昭和 41 年 2 月から同年 9 月まで B 社に勤務していた期間があると教えてもらい、B 社に勤務していたのを思い出したので、この期間、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申し立てている B 社が申立期間当時に C 市に存在していたことは、商業登記簿謄本により確認できる。

また、申立人が陳述する B 社の所在地、従業員数、社長の氏名、同社の業務内容等は具体的であることから、時期は特定できないものの、申立人は同社に在職していたと推定できる。

しかし、B 社については、社会保険事務所の払出簿に記載されている頭文字が B 社の頭文字で始まるすべての事業所について確認したが、同社名の記録は見当たらず、同社が厚生年金保険の適用事業所である履歴は確認できなかった。

また、申立人は、平成 13 年 9 月に A 年金相談センターにおいて B 社に勤務していた期間があると教えられたとしていることから、同センターの同年 9 月及びその前後期間の相談記録（受付票）を A 社会保険事務所に問い合わせたが、17 年 3 月以前の相談記録は規定により処分されており、申立人の受付票は確認できなかった。

さらに、申立人が B 社の番頭であったとする者の氏名による厚生年金保険被保険者検索を行ったが、同名で同社での厚生年金保険加入記録を確認できる者はいなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 4 月 1 日から 23 年 7 月まで

A社に在職中の昭和 19 年*月*日に入隊することになり、その際に同社では退役まで厚生年金保険被保険者として扱うとの約束だった。しかし、復員するまでの21年4月1日から23年7月までの期間の厚生年金保険記録が未加入とされている。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の厚生年金保険被保険者名簿をみると、昭和 20 年 8 月 31 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している者が 39 名、同年 12 月 15 日から同月 20 日までに同被保険者資格を喪失している者が 9 名、また、申立人と同じ 21 年 4 月 1 日に同被保険者資格を喪失している者が 20 名いることが確認できることから、同社では、戦後、行方が明らかでない等の何らかの理由をもって、被保険者資格喪失届出を段階的に行った可能性がうかがえる。

また、申立人と同じ昭和 21 年 4 月 1 日にA社の厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが同社の被保険者名簿により確認できる 19 名に対して問い合わせを行うも、既に死亡している者もあり、回答を得られたのは1名のみで、その者からは申立期間当時における同社の保険料控除の事情等を把握することはできなかった。

さらに、申立人は、昭和 19 年*月*日の入隊後はA社から給与の支払いは無かったと陳述している上、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料（賃金台帳等）や周辺事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 11 月から 31 年 4 月まで
② 昭和 31 年 11 月から 32 年 4 月まで
③ 昭和 32 年 11 月から 33 年 4 月まで

申立期間①、②及び③の期間にA社B支社で季節社員として働いていたので、この期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社B支社に在籍していたことは、申立期間①に係る関連資料等が無いものの、申立人が同僚としている者が申立期間②又は③の期間に同社で勤務していたと陳述していることから、時期は特定できないが推定できる。

しかし、申立人は、冬の期間だけA社B支社に季節工として勤務したとしていたところ、同社は、昭和 35 年 5 月以前の季節工や臨時工については厚生年金保険に加入しておらず、申立人の人事記録及び厚生年金保険加入記録を調査したが、申立人に係る当該記録は保存されていなかったとしている。

また、上述の同僚は「申立期間当時、A社B支社では、厚生年金保険の加入は正社員のみで季節工は厚生年金保険には加入していなかった。私自身も申立期間の②又は③のどちらかの期間に季節工として同社で勤務したが、厚生年金保険には加入していなかった。」と陳述している。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 1 月 28 日から同年 12 月 6 日まで
② 昭和 56 年 3 月 26 日から同年 7 月 1 日まで

昭和 55 年 1 月 28 日から同年 12 月 5 日までの期間と 56 年 3 月 26 日から 57 年 2 月 9 日までの期間、A 船に乗船していたが、船員保険加入記録は、56 年 7 月 1 日から 57 年 2 月 9 日の期間とされており、これ以外の期間の加入記録が無い。

船員手帳に記載されているとおり、申立期間中は A 船に乗船していたことは間違いないので、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持していた船員手帳の写しにより、申立人が申立期間①及び②において A 船に乗船していたことは確認できる。

しかし、申立期間①については、A 船の船舶所有者が B 社であることが船員手帳の写しにより確認できるところ、同社は、社会保険庁の記録を検索しても船員保険における船舶所有者として届出された事情等が見当たらない。

また、申立期間①及び②については、この船員手帳の失業保険金支給関係欄に記載されている申立人の船員保険被保険者期間は社会保険庁の記録と符合しており、申立人は申立期間当時、申立期間について、船員保険に加入していないことを認識していた可能性を否定できない。

さらに、申立期間①及び②に係る船員保険の保険料控除について、申立人が申立期間①及び②当時の同僚であるとしている二人は、控除されていたと思う旨の陳述をしているものの、裏付けとなる直接的な陳述や関連資料（給与明細書等）は得られなかった。

このほか、申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年

金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月1日から30年3月31日まで
② 昭和31年4月1日から同年12月まで
③ 昭和32年3月から33年4月15日まで
④ 昭和33年10月1日から34年8月まで
⑤ 昭和34年11月から36年11月1日まで

昭和29年4月1日から30年3月31日まで、A社B支社に勤務していたが、この間の厚生年金保険の加入記録が無い(申立期間①)。

A社B支社をいったん退職した後、昭和31年4月1日に再度同支社に就職し、同年12月に退職するまで勤務していた。この間の厚生年金保険の加入記録が無い(申立期間②)。

昭和32年3月から33年4月15日まで、C社に勤務していたが、この間の厚生年金保険の加入記録が無い(申立期間③)。

昭和33年10月1日から34年8月まで、D社に勤務していたが、この間の厚生年金保険の加入記録が無い(申立期間④)。

昭和34年11月から36年11月1日まで、E社に勤務していたが、この間の厚生年金保険の加入記録が無い(申立期間⑤)。

いずれの期間も厚生年金保険加入記録が無いのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、双方の期間を通じてA社B支社における被保険者記録のある同僚が、時期や期間、雇用形態などははっきりしないが、申立人の在職を憶えていると陳述していることから、申立人は、時期の特定はできないが、同社に在職していたと推定できる。

一方、A社(現在は、F社、以下同じ。)の人事担当者は「労働者名簿がマ

マイクロフィルムで残っているのですが、申立期間に申立人の記録が無いのか調査したが、申立人の名前は見当たらなかった。」と回答している。

また、前述の同僚は「正社員の採用はG本社で行っていたがアルバイトの採用はB支社で行っていた。B支社にはアルバイトが数名在職していた。」と陳述しているところ、申立人はG本社で採用試験等を受けたことはないと陳述していることから、申立人の雇用形態はアルバイトと推定される。

さらに、申立期間①、②それぞれの期間におけるA社B支社の被保険者名簿を照合しても、申立人の名前は見当たらず、健康保険の払出番号に欠番は確認できなかったことから、申立人はアルバイトとして採用され、厚生年金保険に加入しない取扱いであった可能性は否定できない。

申立期間③については、C社の昭和32年10月1日付けの辞令が申立人より提出されていること、また上司とされる者が「時期はわからないが、申立人の在職を覚えている。」と陳述していることから、申立人は、時期は特定できないが、同社に在職していたと推定できる。

しかしながら、C社が厚生年金保険の新規適用事業所となったのは、申立期間③の後の昭和33年4月15日である。

また、申立人及び上司、その他の同僚についても、C社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、同社が新規適用となった昭和33年4月15日となっている。

さらに、同僚は「厚生年金保険に加入する前は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。」と陳述している。

申立期間④については、当時のD社の上司とされる者は「時期はわからないが、申立人の在職を覚えている。」と陳述していることから、申立人は、時期は特定できないが、同社に在職していたと推定できる。

ところで、D社について、社会保険事務所の事業所記号払出簿での照合及びオンラインで各種の検索を行うも、同社の厚生年金保険適用事業所としての登録は確認できなかった。

また、C社に申立人が在職していたことを記憶していた前述の上司は、「C社から数名が独立して、D社を設立した。D社は当時、厚生年金保険には加入していなかったし、給与から厚生年金保険料も控除されていなかった。」と陳述しており、C社からD社に転職した上司及び同僚についても、D社に在職している期間の厚生年金保険加入記録は確認できなかった。

申立期間⑤については、雇用保険の記録及びE社からの回答により、申立人は、申立期間⑤において同社に在職していたものと認められる。

ところで、E社からは、申立人は昭和34年11月30日から36年10月31日までの期間は臨時雇用で、この間は社会保険には加入していないとの回答が得られている。

また、E社の厚生年金保険被保険者台帳をみると、申立人の資格取得年月日

は昭和 36 年 11 月 1 日と記されていることが確認でき、この資格取得日は社会保険庁の記録と一致している。

さらに、申立人は E 社に H 県の I 業務離職者と一緒に集団就職したと申し立てており、申立人が一緒に就職したとする同僚 3 名について、同社における厚生年金保険加入状況を調査したところ、いずれもが申立人と同日の昭和 36 年 11 月 1 日に被保険者資格を取得していることが同社の被保険者名簿により確認できる一方、申立期間⑤における厚生年金保険加入記録は確認できなかった。

加えて、同僚の一人は「入社して 2、3 年して本採用された。それまでは臨時雇いで、その期間は社会保険には加入していなかった。その間、厚生年金保険料は引かれていなかったと記憶している。」と陳述している。

このほか、厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は曖昧^{あいまい}であり、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料や周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年10月10日から同年11月27日まで
② 昭和31年12月1日から32年5月31日まで
③ 昭和32年9月20日から39年12月29日まで

厚生年金加入期間の照会をしたところ、A社、B社、及びC社の期間について脱退手当金を支給済みとの回答を受けた。脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無いので厚生年金加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険記号番号払出簿及びA社の被保険者名簿の申立人の氏名は、昭和40年7月22日に旧姓から新姓に変更されていること、また、C社における申立人の資格喪失日が同年11月26日に訂正され、厚生年金番号が重複取消されていること、さらに、申立期間の脱退手当金は、同年12月14日に支給決定されたことを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更、喪失日の訂正及び重複の取消が行われたと考えるのが自然である。

加えて、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 11 月 1 日から 39 年 11 月 1 日まで
厚生年金加入期間について照会したところ、A社で加入していた期間が脱退手当金支給済みとされていた。

会社を辞めると話した時、会計の方がまた勤めるのであれば手帳持っていた方がいいし、勤めないのであれば返金手続きをしたらちょうど3万円ですよと言われてお願いすることにしたが、私は書類を書いたことも支払いを受けたことも無い。

会社は無くなっているし、退職金として明細も無く封筒に入れてもらったのでその中に入っていたのかも自分に言い聞かせて追及するのを諦めるようにしたが、やはり調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の被保険者名簿で、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和39年11月1日の前後約4年間(35年から43年)に資格を喪失した女性被保険者4名の脱退手当金の支給状況を確認したところ全員に支給記録があり、そのうち申立人を含む3名は資格喪失日から5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人は、退職時に同社から脱退手当金の説明を受け請求手続を頼んだと陳述している。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約4か月後の昭和40年3月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 8 月 4 日から 39 年 10 月 30 日まで
② 昭和 39 年 11 月 19 日から 40 年 4 月 16 日まで

A社とB社で厚生年金保険に加入していた期間について、脱退手当金が支給されている。

上記期間について、脱退手当金の請求も受給もしていないので加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金被保険者期間の被保険者記号番号を見ると、申立期間であるA社とB社については、被保険者記号番号が同一で、脱退手当金が一括して請求されているのに対し、申立期間前の別の被保険者記号番号で管理されていた厚生年金被保険者期間が請求されていない上、B社は、脱退手当金について退職者に説明し、各自が記入した書類をまとめて社会保険事務所へ渡していたとしても踏まえると、本脱退手当金は、B社の事業主により代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約6か月後の昭和40年10月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 39 年 7 月 2 日から 40 年 8 月 1 日まで
③ 昭和 40 年 8 月 2 日から 41 年 8 月 6 日まで

申立期間については、昭和 42 年 4 月に脱退手当金として支給されているとのことだが、受給した記憶が無い。41 年 9 月 14 日に長男を出産しているが、臨月の身で土地勘も無く、脱退手当金の制度すら知らなかったのに、管轄の社会保険事務所に行って請求手続はできるわけがなく納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社の厚生年金保険資格喪失日である昭和 41 年 8 月前後約 2 年間に、脱退手当金の支給記録がある 13 名のうち 9 名については、いずれも資格喪失日の約 1 年以内に脱退手当金の支給決定がなされており、同僚からは脱退手当金の請求手続は同社が代行してくれたとの陳述が得られた上、申立期間①、②及び③については、被保険者記号番号が同一で、脱退手当金が一括して請求されているのに対し、申立期間前の別の被保険者記号番号で管理されていたB社の厚生年金被保険者期間が請求されていないことを踏まえると、申立人についても申立期間③の事業主により代理請求がなされたものと考えられる。

さらに、申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 8 か月後の昭和 42 年 4 月 19 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 10 月 1 日から 38 年 3 月 6 日まで
② 昭和 38 年 3 月 6 日から 40 年 4 月 2 日まで
③ 昭和 40 年 4 月 5 日から同年 9 月 5 日まで
④ 昭和 41 年 3 月 8 日から同年 7 月 28 日まで
⑤ 昭和 42 年 10 月 12 日から 43 年 3 月 11 日まで

申立期間については、昭和 43 年 6 月に脱退手当金として支給されているとのことだが、受給した記憶が無い。社会保険事務所に受給した証拠書類の提示を求めたが、廃棄済みとの回答には納得できない。また、証拠書類が無いにも関わらず、なぜ支給日が分かるのかも納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業所別被保険者名簿の申立人の氏名は、昭和 43 年 6 月 7 日に旧姓から新姓に変更されており、申立期間の脱退手当金は 43 年 6 月 17 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の厚生年金被保険者期間の被保険者記号番号には、申立期間である 5 回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 3 月 30 日から 27 年 10 月 7 日まで
② 昭和 28 年 2 月 5 日から 30 年 4 月 29 日まで

申立期間について私は、脱退届を出したことも、脱退一時金をもらったことも無い。署名があれば筆跡鑑定をしてほしい。支給の事実が確認できないのであれば、年金として支給してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いほか、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の支給記録があり、その資格期間及び支給金額はオンライン記録とも一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間当時は通算年金制度創設前であり、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月 3 日から 42 年 4 月 16 日まで

昭和 38 年 6 月 3 日から 42 年 4 月 16 日までの A 社での厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所から脱退手当金を支給済みとの回答があったが、受給した記憶は全く無い。当時は B 業務に従事しており、体調不良のため退職した。結婚による退職でないことを会社は知っており、もう少し勤務してほしいと言われたことを覚えている。退職後も働いていたので、脱退手当金を受給しているのはおかしい。納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページの前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 42 年 6 月の前後 2 年に資格を喪失した者 22 名中 16 名に脱退手当金の支給記録があり、そのうち 15 名は資格喪失日の約 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることから、申立人についても事業主により代理請求がなされていたものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 42 年 6 月 19 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月から23年6月1日まで
② 昭和24年11月25日から26年12月まで
③ 昭和35年1月30日から39年7月まで

昭和22年4月から26年12月までA社に勤務し厚生年金保険に加入していた。しかし、昭和22年4月から23年6月1日まで(申立期間①)と、24年11月25日から26年12月まで(申立期間②)の期間、加入記録が無いことに納得がいかない。

また、昭和32年5月1日から39年7月までB社に勤務し厚生年金保険に加入していた。しかし、35年1月30日から39年7月までの期間、加入記録の無いことに納得がいかない。(申立期間③)

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人のA社における在職状況をみると、申立人が業務内容や同僚について明確に記憶していることから、同社に在職していたことは推定できる。

そこで、同事業所の被保険者名簿をみると、申立期間①において資格を取得した者はみられない一方、申立人と同じ資格取得日である昭和23年6月1日に80名が資格を取得していることが確認できる。

この点について、同僚の一人は「戦時中の学徒動員により同社で仕事をし、終戦後に従業員不足ため社員となったが、昭和23年6月に大量の従業員が入社したことは無い。」と陳述していることから、同社は23年6月1日付けで一斉に社会保険の適用を行ったと考えるのが相当であり、申立人についても申立期間①においては、被保険者資格を取得していなかったと考えられる。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険

料が控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

申立期間②について、申立人のA社における在籍を確認できる資料や同僚の陳述を得ることはできなかった。

また、申立人は上司が退職して1年半ぐらい後に退職したと陳述しており、その時期は社会保険庁の記録とほぼ一致する。

このほか、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

申立期間③について、申立人のB社における在籍を確認できる資料や同僚の陳述を得ることはできなかった。

また、申立人は上司が退職して1年半ぐらい後に退職したと陳述しており、その時期は社会保険庁の記録とほぼ一致する。

さらに、被保険者名簿をみると、資格喪失時に健康保険証の返納を示す「証返」が記されており、申立人は申立期間③当時は厚生年金保険の被保険者資格を取得していなかったと考えるのが相当である。

加えて、申立人は、昭和35年2月ごろからの入院中も健康保険証を使っていたこと及びその間の社会保険料を事業所に送金していた旨を陳述しているところ、その保険料額からみて、申立人は退職後も健康保険の任意継続をしていたことがうかがわれる。

このほか、申立人が申立期間③において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。